1999 MAY 5

道路行政セミナー

特集/東名高速開通三〇周年

東名高速道路開通三〇周年にあたつて

JH日本道路公団東京第一管理局

はじめに

和四四年五月二六日、最後に残った大井松田 速道路(以下「東名高速」とします。)は、昭 文化の発展に大きな役割を担ってきた東名高 小牧までの三五○㎞が全線開通し、今年でち ょうど三〇年を迎えます。 御殿場間が開通したことにより、東京から H 本の大動脈として、我が国の社会・経済・

一一年四月現在)と一〇倍を超え、全体計画 Mがった高速道路も今や六、四五三km けですが、東名高速開通当時、全国で六四〇 し遂げ、世界有数の経済大国へと発展したわ 一、五二〇㎞に対しても既に半分を超え 日本は未曾有の高度経済成長を成 (平成

> いきます。 役割や地域との関わりを中心に以下で述べて な節目を迎えるなか、東名高速が担ってきた 本稿では、東名高速全通三○年という大き

一日本経済を支えてきた東名高速

(1) 東名高速の歴史

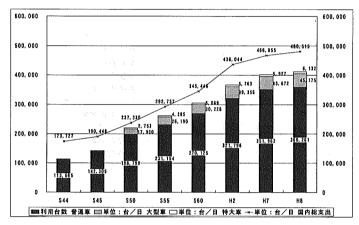
より安全に、より快適にというドライバーの 代の流れとともに成長してきました。 年(一九六九年)に全線開通し、その後は時 への期待に応えるインターチェンジの追加、 の設置などの沿道環境への配慮、地域活性化 ニーズに対するサービスの高度化などを行っ 東名高速は、高度経済成長が続く昭和四四 遮音壁

てきました (表1)。

増加とともに年々増えていきました(図1)。 離輸送によく利用されています(図2)。 特大車は一三〇㎞となっており、物流の長距 利用していただき、その台数は国内総支出の 度で普通車の五五㎞に比べ大型車は一五〇㎞ と生活を支える大動脈として多くの皆様にご また、車種別の平均利用距離は、平成八年 東名高速は、その全通以来、 「日本経済の大動脈」東名高速の姿 我が国の産業

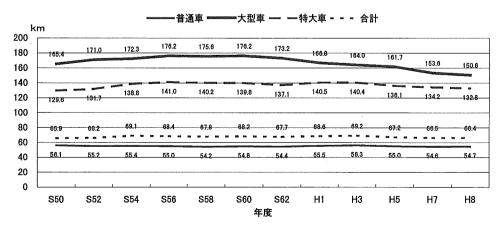
も最も高く、経済を支える物流の大動脈とな っています (図3・4)。 用されています。 最も昼夜率(※1)が高く、昼夜を問わず利 また、東名高速は、全国の高速道路の中で 加えて大型車混入率(※2)

1 9 9 0 年 代	1 9 8 0 年 代		1 9 9 西暦 7 0 年代
1991:大井松田〜御殿場間改築(七車線化) 1992:東名・名神所要時間情報の提供開始 1993:相良牧之原インターチェンジの開業 1996:クレジットカード導入(東名、名神 関越) 1997:遠州豊田パーキングエリア新設 1997:遠州豊田パーキングエリア新設	1981:秦野中井インターチェンジの開業 1983:ハイウェイラジオの実用化開始 (一、六二〇khz) 1988:裾野インターチェンジの開業 ・ハイウェイカード登場 ・初めて集中工事を実施(厚木~御殿 ・初めて集中工事を実施(厚木~御殿 ・初めて集中工事を実施(厚木~御殿 ・石津) ・正百0巻知機を二㎞間隔で設置(東京 ・沼津)	1971:首都高速三号線が開通、東名高速と直1971:首都高速三号線が開通、東名高速と直1974:浜松西インターチェンジの開業(営業中道路の追加インターチェンジ第一号)で高速道営業開始 (大り) で車両火災事故発生(死者七名、負傷者二名、焼事故発生(死者七名、負傷者二名、焼りでする。	1970:東名川崎インターチェンジ付近の遮音1969:全線開通東名高速に関するできごと



資料: JH資料、「国民経済計算年報 平成9年度版(経済企画庁)」

図1 車種別利用台数の推移



資料:JH資料

車種別平均利用距離の推移

図 2 車種 2 道行セ 99.5 する。 と夜間の交通量が昼間と比べて多いことを意味いと夜間の交通量が昼間と比べて多いことを意味いと夜間の交通量が昼間と比べて多いことを意味が、 昼夜率:一日の全体の交通量を昼間(午前七時

※ 2 大型車混入率:大型車の交通量の全体の交通量

に占める割合。



(1) 東名高速と地域づくり

沿線の地域の発展にも大きな役割を果たして 経済活動に欠かせないものとなっていますが 東名高速は、 交通の大動脈とし Ť 日 本の

焼津市、 豊橋市の地域づくり てきた役割を示す例として、

静岡県、

厚木市、

<u>の</u>

端を眺めて

以下では、東名高速が地域の発展に果たし

みたいと思います。

1 東名高速沿線に展開する産業立地



(静

(平成七年

岡県) 度 後の昭和四四年 のうち七一 は 静岡県内には八一 全国都道府県の中で第五位 の製造品出荷額を誇る静岡県の工業 東名高速とともに成長してきまし カ所 (一九六九年) (九割) の工業団地があり、 は東名高速開

(厚木市)

2

農業都市から工業都市、

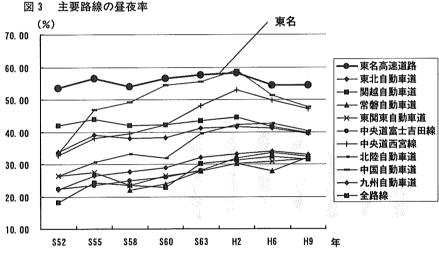
サー

-ビス都市

国道一号などの東海道を結ぶメインルー 東名高速が開通する以前の厚木市は、

(%) 東名 1. 90 - 東名高速道路 1.80 東北自動車道 関越自動車道 1.70 常磐自動車道 東関東自動車道 1.60 中央道富士吉田線 中央道西宮線 1.50 北陸自動車道 中国自動車道 1.40 九州自動車道 全路線 1.30 1. 20 H2 Н6 Н9 \$58 **S60** \$63 \$52 \$55 年 資料: JH資料

主要路線の昼夜率



資料: JH資料

きました。

線に整備され、

成長業種の立地が進みま

(図 5)。

プンし、

そのほとんどが東名高速の沿

以降に・

オ 通 z

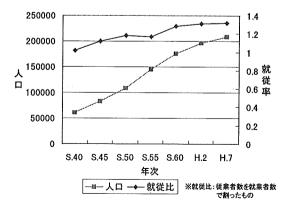
道行セ 99.5

東名高速道路 0 ~昭和43年 昭和44~50年 昭和51~60年 • 昭和61年以降 資料:静岡県

図 5 静岡県内の工業団地分布

80,000 80, 000 70,000 70,000 60,000 60, 000 厚木市 50, 000 50, 000 千 万 40,000 40,000億 30, 000 30, 000 全国 厚 20,000 木 市 10,000 20, 000全 10, 0000 **S38** \$44 \$50 \$56 S62 Н5 Н7

厚木市と全国の製造品出荷額の比較



資料:図6・7ともに「工業統計表 各年度版」 人口の増加とともに雇用力も向上

ち遅れ農業が中心でした。 高速をはじめ国道二四六号、 トから離れていたため、 大規模住宅団地、 一二九号などの幹線道路の整備にあわせ、 工業団地の整備が推進 工業の立地は立 しかし、 二七一号、 東名

出荷額、 とともに、 さらにはサービス産業の増加へとつなが 拠点性の高い都市へと変貌しました。 就業人口ともに飛躍的に伸びる 工業立地が人口の増大を招き、

された結果、企業の立地が一

気に進み、

0 haの区域を、 近年では、

が図られようとしています(図6・7)。 想が進められており、さらに高度な集積 大拠点として整備する厚木テレコム構 インターチェンジ周辺の五 二一世紀の情報と物流の

図 7

3 魚のまちの再建に一 助

イリ規制に伴う影響等で水揚げ高は昭和 このような全国有数の漁港も、二〇〇カ 数量ベースでは第四位となっています。 揚げ額が福岡、 焼津市 年をピークに減少傾向を続けていま は 平成八年の冷凍カツオの水 長崎などに次ぎ第五位、

を焼津インターチェンジ直近に設け、 の振興を目的とする焼津さかなセンター ねらい、 いる同市ではこうした状況からの脱却を 市 一〇〇万人を超える観光客で賑わうよ の人口の1/3が水産業に関わって 昭和六〇年に魚食の普及と観光 年

うになりました (図8)。 日本の中央に立地するという特性を活

かし輸入拠点へ

が進み、 点港湾としての性格を強めています。 車メーカーや輸入飲料の配送拠点の立地 集積などが評価され、 名高速等の交通条件、 に位置するという立地条件、 豊橋市は、 豊橋港は特定品目の輸出入の拠 首都圏と近畿圏のほぼ中央 近年、 周辺の高度な産業 外資系自動 豊橋港や東

クス構想」を発表し、 同市はさらに 「国際自動車コンプレ 具体的なプロジェ

> 品コ 内企業と提携を行う際に必要となる技術 エ ンテナ埠頭整備といった流通プロ 共同のリサイクル センター、

クトとして共同物流センターの構築や部 玉

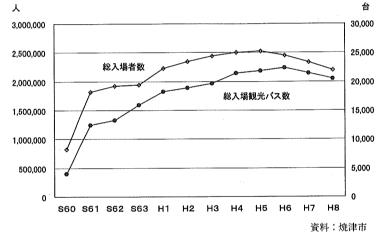


図 8 焼津さかなセンターの入場者数・観光バス数

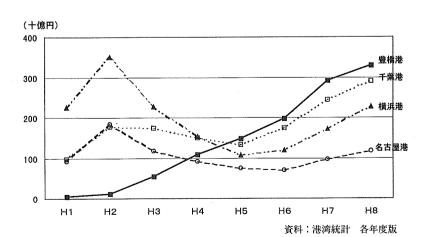


図 9 主要港湾の自動車輸入額の推移

9)

開発を行うリサーチパ ョンセンターなどが検討されています(図 1 ク、 コンベンシ

(2) 東名高速と地域の暮らし

D 高速ドくご会員へになくてはならないものとなっています。になくてはならないものとなっています。たまちづくりだけでなく、人々の日常の生活たまちづくりだけでなく、人々の日常の生活を出る産業を中心とし

・ 高速バスで全国へ

鉄道に比べ料金が手軽な高速バスの人気は上々で、人々の足として定着しています。全国の高速バスの全系統数一六七を担っており、特に東名高速を利用しているなど、高速バス網の幹線としての役割を担っており、特に東名高速を経由するがス網は西日本のほぼ全域をカバーしています(図10)。

高度医療にも不可欠

高度医療の提供を使命とする特定機能高度医療の提供を使命とする特定機能を扱うこれが神奈川県内に四カ所あり、そのうち二カ所はそれぞれ東名川崎インターチェンジと厚木インターチェンジ付近に立地しています。両病院では、他の病院では、他の病院では、他の病院では、他の病院が神奈川県内に四カ所あり、そのうちに対しています。このため、高度な

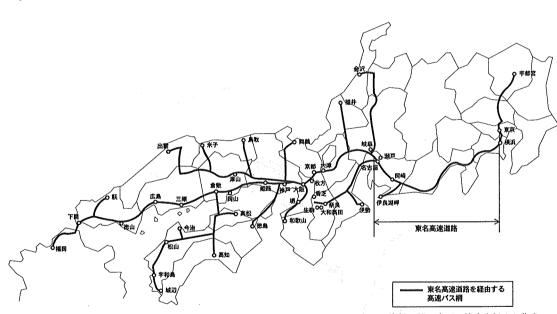
が欠かせない経路となっています(図11)。

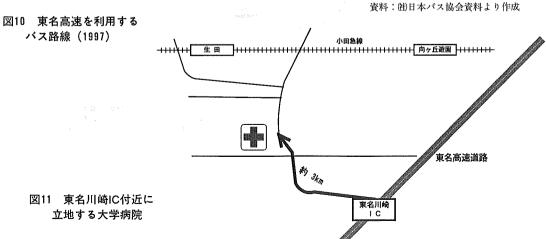
況の際には、

平坦で信号のない東名高速

に転院するという非常にデリケートな状

医療措置を施した後の患者を普通の病院





3 東名高速 「首都 置 の台 所 東京中央卸売市

場

菊四九 速道路 ビが季節によってはほぼ一 þ 全て東名高速を利用して運ば 類七〇~八五%、 物では開干アジ九 愛知県に限 よっています。 $\overline{\%}$ は六一 運ばれる貨物は、 身近な植物 ŧ n ず。 る貨物 生活を彩る植物 を乗り ユ 都 圏 四% 東名高速沿 ッ 巻 'n 0 が 円 0 一%となっ ても、 継い が 最終的に利用することに 食 の 幸 東名高速で運ばれてい バ 料を運ぶ大動脈 な 台 上福の木) ラ三六・七%と、 野菜類ではフキや で西日本の各 か 所 ほぼ全て であ 市場の占有率 線 でも東名高速は、 ર્ધ て 八 % 12 位置する お á ポ 八三・ h 00% 東京卸売市 1 冷凍 n かゞ スが これらは る静岡県 とな 自動 τ 地 は 九 から います。 マ 6水産 % オ グ 革 ワ Õ つ 高 場 オ П 7 運

ば

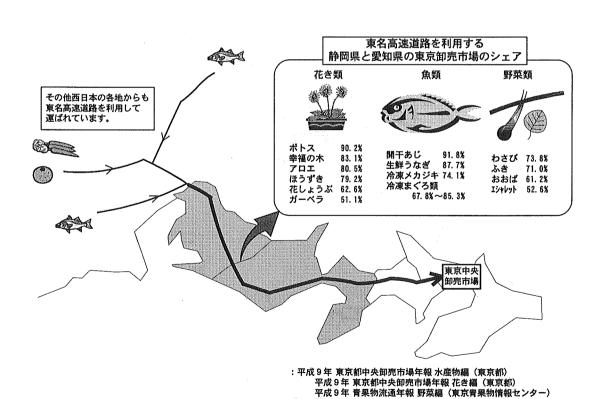


図12 東名高速道路を利用して運ばれる一次産品

てきたことを述べてきました。

暮らしと密接に

関 東名高

いわり、

大きな役割を果たし

れまでに、

速が

地

域社会や人々の

四

より快適なドライブを目指す

図 12 。

東名高速

取り組んでいます。 るお客様に、 600 いろいろと工夫を凝らしながら様々な方策に 以下、 500 500 これらの取り組みの一 400 10日間の集中工事 安心して走行していただくため による無駄の削減 300 340億円 200 160 100 端をご紹介し 0 集中工事による影響 単独工事による影響 資料:JH資料 10日間の集中工事による利用者への影響の削減

2

削減

1 ンス 集中工事で無駄を省いて賢くメンテナ

効果もあります。 安全面のほか、

その一方で、

実際に高速道路をご利用され

差額、 失を省くことができたといえます(図13)。 生じることになります。 で行った場合は、 ○億円でしたが、これを多くの単独工事 事一○日間でお客様へ与えた影響は一六 平成九年度の効果を試算すると、 するために集中工事を実施しています。 になります。この無駄を少しでも少なく りお客様に時間的な損失などを招くこと 維持するためにたいへん重要なものです 高速道路の工事は、 高機能舗装により雨の日の事故を八割 この工事が引き起こす交通渋滞によ 三四〇億円に相当するお客様の損 五〇〇億円もの影響が 高速道路の機能を 結果としてこの 集中工

ところ、 なくなるなど視界が良くなり、 の目でも走行中に水しぶきを上げなくな るようにしたものが高機能舗装です。 まで雨天事故の多かった区間で導入した ップも減るなどの効果があります。これ ったり、 あり、 これまでの舗装に比べたくさんの隙間 水のたまった路面に光が反射し 八割の事故が削減されました。 降った雨がすぐに路面に浸透す またスリ

> (高機能舗装)

雨天時の高機能舗装の効果

(これまでの舗装)

れています(図14)。 ルや橋梁部を除く部分の約三割に導入さ 走行時の騒音を削減する 東名高速では、 資料: JH資料 トンネ

騒音源 (車両)

新型遮音壁の減音メカニズム

資料:JH資料

図15 日本道路公団東京第一管理局における 環境改善の取り組み状況

域との ご紹介します。 を記念して行ったフォーラムについて簡単に してきましたが、 以上、 本フォーラムは、 か か 東名高速の歴史や役割に ここで、 東名高速が平 東名開通三 成 つい

した。

当

日

は

Н お

K解説主幹を いて開催されま

デ

ィネーターに、

۶ ا

ネリストとして、

S F

国

|際フォーラム

ことを記念し、

本年三月七日 センターに 斎藤宏保N

有楽町

東京

月二六日をもって全線開通三〇周年を迎える

年

庒

授、

女優の萩尾みどり氏、

カー

デザイ

作家の小松左京氏、

武蔵工業大学中村英夫教

0

由良拓也氏を迎え、

これに当公団の藤井治

4 プ自動料金収受システム 金所渋滞をなくすETC(ノンス

3

環境改善への積極的な取り組 より快適なドライブのためには、

み

道路沿線に居住される方々の

理解を得

高速

ことも必要であり、

そのための沿道環境

の

配慮も忘れることはできません。

J

16 速にお どで実験されており、 すというものです。 専用カードから料金を自動的に引き落と ETCとは、 料金収受システム) とつとなっています。 車で情報をやりとりし、 ための一 つとして、 一割となっていますが、 が 高速道路の渋滞箇所のうち 開始されようとしています。 いても、 旦停止が渋滞の大きな原因の E T C 無線通信を用いて料金所と 順次導入していきます(図 既にアクアラインな が進められています。 (ノンスト 現在、 部の区間では 車に取り付け 料金受け渡し この対策 料 金所 ′プ自動 東名高 が

ます

(図 15)。

のり面の樹林化など積極的にすすめて

所については、

新型遮音壁の採用、

た高機能舗装のほか、 成八~一二年)を策定し、

遮音壁の嵩上げ箇

先にご紹介し

H日本道路公団では環境五ケ年計

画

東名開通三〇周年記念フォーラ

五

わりや人々の暮らしを中心に紹 $\overline{\circ}$ て、)周年 地

①車載器から料金所 料金所アンテナ ①料金所アンテナか 料金所ア ンテナ アンテナに入口情報 ら車載器に入口情報 を送信する を送信する

②通行料金計算して 料金所アンテナから 車載器に料金情報を

送信する 車載器 有料道路を走行 入口料金所



出口料金所

・料金制の有料道路

においては、料金所進入時、料金所アンテナから車載 料金情報を送信し、課金されることになります。

資料:ETC推進委員会事務局

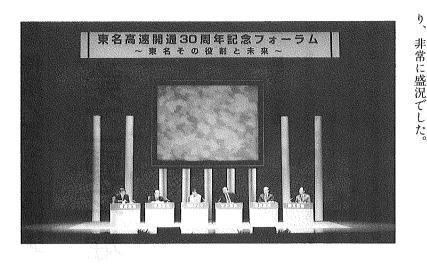
ETC(ノンストップ自動料金収受システム)の概要

道行セ 99.5

9

当日は、一、五○○名入る会場が満員となをしたもので、東名高速が体現し担ってきたをしたもので、東名高速が体現し担ってきたをとたもので、東名高速が体現し担ってきたが、まるがはいうテーマにより二時間半にわたり意見交換

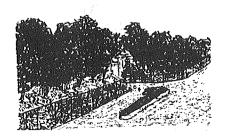
芳副総裁が加わり、「東名その役割と未来」と



六 おわりに

東名高速も今年で三○歳。その間、地域の東名高速も今年で三○歳。その間、地域の東の世の使命を果たしていかなければなりまましたが、今後も引き続き、日本の大動脈発展や人々の暮らしに大きな役割を果たして

我が国の高速道路ネットワークの整備もまだ途半ばですが、これからはITS(高度道だ途半ばですが、これからはITS(高度道路交通システム)などの次世代に向けた夢のある道路づくりが期待される一方、渋滞対策や環境保全など、あわせてクリアしていかなければならない課題も山積しています。目前に迫った二一世紀に向け、東名高速を管理する当管理局といたしましては、今後も多くの方々からご意見をいただき、お客様に十分満足していただける中一ビスに努めていくとともに、お客様がいつでも快適で安全にご利用いただける東名高速にしていきたいと考えています。



特集/東名高速開通三〇周年

東名神の現況と期待される役割

JH日本道路公団高速道路部

計画の経緯

動車道が設定された際に、 車道、 閣議決定された「第四次全国総合開発計画」 めて合計約一一、五二〇㎞の国土開発幹線自 を受けて、「国土開発幹線自動車道建設法」の となっている。第二東名神は、 一部が改正され、新たに追加された路線も含 であり、正式名称は第二東名が第二東海自動 神」という。) は、延長約五〇三㎞の高速道路 部である (図1参照)。 第二東名・名神高速道路(以下「第二東名 第二名神が近畿自動車道名古屋神戸線 追加された路線の 昭和六二年に

基本的な考え方

こととされた。 考え方に基づいて第二東名神の整備を進める 審議会基本政策部会において、 を図ることが求められている。そこで、道路 適切な交通機能を分担し、高い信頼性の確保 走行を確保するとともに、現東名・名神との 有する道路として、より安全かつ快適な高速 おいても高く評価されるよう十分なゆとりを 後世の貴重な資産となることに鑑み、将来に て二一世紀の我が国の基幹をなす路線であり 第二東名神は、現東名・名神と一体となっ 以下のような

(1)十分な車線数の確保

標準車線数は六車線

②ゆとりある構造の対応

(3)安全性の確保 四 〇 km /h走行に対応できる構造

改良 トンネル部の側方余裕の確保と照明

(4)確実性の確保

現東名・名神と適切な間隔で渡り線を

広い路肩を採用し、 交通規制時等に活

(5)快適な走行環境の確保

用

・周辺景観との調和、十分な植栽等によ り快適な走行空間を創造

りある休憩施設の整備により、

一層快

的確な道路情報の提供、質が高くゆと

適な走行空間を確保

(6)沿道環境の保全

環境アセスメントについては将来の高 速走行可能性を考慮

(7)新技術の導入

ITS等新技術の導入を積極的に行い、

施工合理化のための新技術の導入によ 安全かつ快適な高速走行を確保 効率的に事業を実施

(8)関連道路網の整備と沿道地域の開発・ 備 整

沿線地域からのアクセスを考慮したイ

関連道路網の計画的な整備 ンターチェンジの適切な配置

現在の状況

平成一〇年一二月二五日の第三一回国

ತ್ತ

画の区間及び延長は、次ページのとおりであ 戸までの全線が整備計画区間となった。各計 名の新たな整備計画が策定され、 発幹線自動車道建設審議会において、

海老名~神 第二東 土開

配山 割構 白鳳 公算費乗円京大 久暮白网 田東 亲民 潔 勢和多 が優勝寺 专石茶 沿河面殿垣 海南 木更渾 **分面**均 夕南 **伊勢** の意識 露山 e AZ 第二名神 二東名 328km 175km

第二東名·名神高速道路 503km

図 1

予定路線 約503km (第二東名328km、第二名神175km) 整備計画 22km 13km 66km 13km 20km 216km 13 km21km 18km 20km 7 km 33km $41 \, \mathrm{km}$ 神 箕 高 城 亀 菰 几 東 引 長 横 大 秦 海 東 戸 槻 陽 津 海田 泉 面 Ш 野 日 鳥 佐 殿 野 老 浜 京 市 場 名 区間 13 12 7 11 10 9 8 6 5 3 2 1 4

台/日を上回っており、 現東名・名神の交通量は全線平均で七万 (2) 混雑度合いが高く、

ットワーク形成の根幹となる。

するとともに、これを中心とした全国交流ネ

現東名・名神の災害・事故等の緊急時や大

首都圏、名古屋圏及び関西圏の連携を強化

(3)

現東名・名神との代替性

将来需要への対応

としての機能が期待されている。 損失は莫大なものがあることから、 規模な補修工事に伴う交通規制による社会的

第二東名神の役割

四

(1)

交流ネットワークの形成

また交通特性、

化しており、これらの状況に対応する必要が 輸送形態も従前とは大きく変

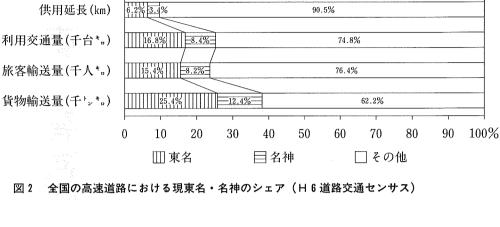
各区間の進捗状況概要

1. 東京 ~海老名	予定路線及び基本計画区間	
2. 海老名~秦野	第30回国幹審 整備計画区間/H10.4.8施行命令 海老名南~伊勢原北(測量・調査・設計中)	
	第30回国幹審 整備計画区間 伊勢原北~秦野(調査中)	
3. 秦野 ~御殿場	第31回国幹審 整備計画区間 (調査中)	
4. 御殿場~長泉	第30回国幹審 整備計画区間/H 9.12.25施行命令 (測量・調査・設計、地元協議中)	
5. 長泉 ~東海	第29回国幹審 整備計画区間/H 5.11.19施行命令 (測量・調査・設計、地元協議、工事中)	
6. 東海 ~飛島	第30回国幹審 基本計画区間 伊勢湾岸道路区間 (H10.3.30供用)	
7. 飛島 ~四日市	第29回国幹審 整備計画区間/H 5.11.19施行命令 (測量・調査・設計、地元協議、工事中)	
8. 四日市~菰野	第30回国幹審 整備計画区間/H10.12.25施行命令 (測量・調査・設計中)	
9. 菰野 ~亀山	第31回国幹審 新規整備計画区間 (調査中)	
10. 亀山 ~城陽	第29回国幹審 整備計画区間/H 5.11.19施行命令 (測量・調査・設計、地元協議、工事中)	
11. 城陽~高槻	第30回国幹審 整備計画区間/H 9.12.25施行命令 城陽~八幡(測量・調査・設計中)	
	第30回国幹審 整備計画区間/H10.12.25施行命令 八幡~高槻(測量・調査・設計中)	
12. 高槻 ~蓑面	第31回国幹審 新規整備計画区間(調査中)	
13. 蓑面 ~神戸	第30回国幹審 整備計画区間/H10.12.25施行命令 (測量・調査・設計中)	

五 整備効果

(1)

現東名・名神の果たしてきた役割



ている (図2参照)。

第二東名・名神の整備効果

1

三八%と延長比を大きく上回るシェアを占め

スで二五%、旅客輸送では二四%、

貨物では

○%弱であるのに対し、

交通量は台キロベー

道路延長は、

全国の高速道路延長のわずか一

定時性が低下しつつあるが、 共に交通渋滞が発生し、

現東名・名神は、交通量の飛躍的な増加と

高速道路の高速性・

現東名・名神の

全国の高速道路における現東名・名神のシェア (H6道路交通センサス) 図 2

して、 用が見込まれる。 平成二二年までには約一〇万台/日の利 なわれることとなる。 測され、 H このままでは、 現東名・名神の渋滞を解消 現東名・名神は、全線平均で約七万台/ (平成九年) の交通量があり、これが 全線の約四割が渋滞することが予 高速道路本来の機能が著しく損 昼間の平均的な状況と

定時性の確保が可能となる。 の混雑の状況が解消し、 第二東名・名神の整備により、 高速性·快適性 これら

> となり、 東京〜神戸間の所要時間は三時間五〇分 内を一〇〇㎞ 都市圏周辺部を一二〇㎞/h、 ○分もの短縮となる。 合の六時間四〇分と比較して、二時間五 この時間短縮及び走行経費節減による 現在の東名・名神を利用した場 / hで走行可能となれば、 大都市圏

便益は約八、四〇〇億円/年になると見 込まれている。 の産業の発展等、 社会・産業への影響 地域の工業・農業・商業・流通観光等 間接的整備効果は投資

額をはるかに上回るものと見込まれる。

3

等について見てきましたが、 さらなるご理解とご協力をお願いいたします。 を進めてまいりますので、 な建設段階を迎え、 以上、 第二東名神の現況と期待される役割 JHが一丸となって整備 関係する皆様方の いよいよ本格的

直接便益 仮に、大都市圏間を一四〇㎞/h、

大

2

14 道行セ 99.5

東名高速開通三〇周年に想う

有料道路開通記事を書いて

私が有料道路と直接かかわりをもつ最初が、私が有料道路と直接かかわりをもつ最初が、四・二㎞の有料道路である。当時はJRをは四・二㎞の有料道路である。当時はJRをはじめ鉄道優先で、いたるところに踏切りがあり、とくに東海道線、横須賀線それに貨物列り、とくに東海道線、横須賀線それに貨物列り、とくに東海道線、横須賀線それに貨物列り、といわれが、上下線が交叉するときには五分や十分待たされた。通称が開かた。

当時の首相・吉田ワンマンもイライラ

日野原

定男

単後の名宰相といわれた吉田茂が昭和二三年一○月に総理に就任してから自宅の大磯 ・永田町間を毎日一号線を使うようになった。 受犬を乗せ葉巻をくゆらせながら座席におさ まる吉田首相の姿は沿道の誰にでも判るだけ に戸塚の踏切りでイライラ待たされる状況は 一躍有名になった。いくらワンマンでも鉄道 を止めて踏切りを通る訳にもいかず不満はつ のる一方であった。新聞は(当時テレビはな い)待たされるイライラ姿を写真に撮り、し ばしばニュースにした。

浜で最初は警察回り。各社とも市内を四地区私が新聞記者になったのが昭和二七年。横

ラック八〇円、普通車四〇円、

軽自動車、

と総工費四億五千万円、

通行料金はバス、

代った三カ月後であった。当時の新聞をみる

月に総理の座から降ろされ、鳩山一郎内閣にに分け三、四署ずつ担当することが多く、駆部署と保土ヶ谷、戸塚を担当させられた。のまに各界で活躍する朝日新聞の深代惇郎記者に、毎日新聞の「本の一三年人之氏(八事時の「サツ回り」として吉田ワンマンのイライラを酒の肴にしたものであった。そのイライラがようやく解消できたのが、そのイライラがようやく解消できたのが、そのイライラがようやく解消できたのが、のイライラを酒の肴にしたものであった。そのイライラを酒の肴にしたものであった。

が、 く幅十一米、 題を呼んだ。「ハイウェイはさすがに有料らし 自動車は水面を走っているかのように動揺が 10回券の第一号を吉田前首相が買って話 両わきは黄色のサクで守られ、 富士の雄姿をあおいだ景色も

イク二〇円。

31回と10回の回数券を売出した

すばらしいので、まさに東海道の新名所……」 実情が判るような気がする。 日新聞などに残されている。 との絶賛の記事が、 地元紙の神奈川新聞、 当時の車社会の 朝

開通一二年後の昭和四二年一〇月、 私もこの有料道路を利用させてもらったが 吉田さん

相が、車を待たせることで有名な戸場路切に腹 中だった横浜市戸塚の有料道路(国道、戸塚区 を立て「東海道級の上をまたいだ道路をつく ・ストップ。で名を売ったワンマン・自田前貿 柏尾町一同区扱火町旧四千余)は先月末に完成 日から使いはじめた。東京、大機間・ノン

和四十四年までだそうだ。(横 だが有料は工会を回収予定の限 札所でちょうだいする仕組み。 夜土一時。八つのゲイト(門) 十円…。後収時間は朝六時から 四十円、トラック、バスなら 〇・科会は普通目動車なら一回 「写真は仮沢口の出札

朝日新聞 昭和30年2月2日より

> 出来る『海千山千楼』とともに『ワンマン道 の小高い場所に建てて太平洋や富士山を一望 も知れない。吉田さんが生前、 からは頻繁に通行した。これも運命の皮肉か の記者が民家を借りて仮設の詰所をつくって の容態が悪くなり、 の名称もいずれは忘れた存在になろう。 政治記者や地元から応援 大磯の自宅内

東名三〇周年記念フォーラムを聞く

12 ずれも権威で、 その役割と未来」を聞くことが出来た。 の中村英夫さん、 の小松左京さん、 での東名開通三○周年記念フォーラム「東名 の関係で三月七日 スコミ出身委員を五年ほどつとめている。 日本道路公団の東名ハイウェイ懇談会のマ 聞きごたえのある討論であっ 道路界を代表する土木工学 道路公団の藤井副総裁、 (月) 東京国際フォーラム

とにかく昭和二十三年着丁いら

れ」との「お声がかり」で、工 事が始ったといわれているが、

浮世絵の広重の作品にも登場し、 ともと東海道は参勤交代によって日本の を十分に見せつけたといってもよかろう。 と大げさではあるが千両役者としての見せば あったが有料高速道路としての看板、ちょっ あった。日本坂トンネルの事故などひ弱さは 東名三〇年の歩みは日本の道路の模範生で としての地位を築き、 また風光明媚さは 日本美術界

られている。美しい街道であった。がら西へ下る絵筆行脚の旅をしたことでも知の先駆者である横山大観、下村観山が歩きな

海道 運び、 指導もいまの時代には通用しない。 道 なかった。 のニュースが長い時間テレビの字幕から消え デンウィークの初日 葉も殆んど見られない日常化された車社会で しばしば登場し゛モータリゼイション゛ 題点は厳然として残されている。『東海道メガ 良好な条件になく、 道路とのネットにより、 アメリカのように一般道路の整備状態が高速 しての収入の健全性をつづけて来た。 成長に恵まれながら一日四〇万台の利用者を も『渋滞』の二文字を未だ消すことが出来な 口 ク開催直前の首都高速道路の突貫建設、 の核心ではないからである。 !路網を早く良くすることは言を待たない。 ポリス』の表現が三〇年前の新聞 昭和四四年全線開通して以来、 私がこの原稿を書いている今年のゴール 新幹線の開通作業に見られる強力な政治 しかし難しい。道路だけが日本の政治行 まずまずの快適性を保ちドル箱路線と 首都圏環状道路の整備など都市部 開通当時の心配された問 『東名の渋滞五○キロ』 より効率性を高める 東京オリンピ 日本経済 雑誌に しかし . の言 東 0

今年の五月、創刊された「草思」という雑

針を『みち』としていた。

倫としたものが流

国家一〇〇年の計という言葉があるが、

0

私の若い頃は新聞記者をインテリ・ヤクザと 俗的な冒険心」で、暴力団的ヤクザではない 語る言葉として、 について興味ある分析がなされている。 気概に欠ける防衛力-べている。大蔵指導の金融機能の敗退、 の三つの面からそれぞれの有識者が意見を述 が 誌に『日本人にまだ力があるか』という特集 と③含羞性がのこる。やくざ性といっても「反 ったものは余り宿っていないから②やくざ性 性と②やくざ性と③含羞性 山折哲雄氏(白鳳女子短大学長)が、 つぐらいである。知性には人間の精神性とい 掲載されていた。 人間批評の尺度として①知 精神力、 -残された〝精神力〟 (がんしゅう) 三 金融力、 友人の 防衛力 筆者 戦う

武士道、 点 である。大佛次郎さんのような高学歴でない に吉川英治、 文部省がきめた学歴がなく、 ている。 風びした大衆文学の長谷川伸は「一宿一 日本の大衆文学を築き上げた人びとの中には 地」など胸のすく脈々たる流れを作品に活し 「下層社会のいき」「命令と良心」「義理と意 面白い指摘である。 商人道、 評論家の佐藤忠男氏も同意見であり 菊田 任俠道といずれも生きる指 夫、 松本清張みんなそう 日本列島には昔から 長谷川伸を筆頭 飯

> 化し、 人道も、 こえてくるものは 筆者山折哲雄氏も、 葉になっているのではないか――そう考え ない社会福祉政策とは相容れない風化した言 たる土壁だけとなった。いまその壁穴からき ら――いまの国土には股旅任俠道も浄瑠璃町 日本人のヒューマニズムの原型質との仮説 は日本列島という風土に育まれ熟成してきた にまだ力があるか《私には否定的に読めた。 と「精神力」がない。 れていた。現代のような弱者を公に認め 眼前には さらむいジェントルマン道も死語と "債権主義" という名の累々 『平成の嘆き節』だけであ 任俠道、 冒頭のテーマ『日本人 町人道、 武士道 たく

道路も『みち』も子孫に残す

るという。

いわれたが若干似ている。股旅もので一世を

道路づくりには悲観論はいらない。東名は三○年間その役割を果たした。いま料金が高いと不評の東京湾アクアラインも三○年後の景の富士は絶景である。第三セクター方式とはいえ、国の基本方針によるものである。いま国の景気対策の面から見て地方に新たに公司が路線を新設することが恰も大変な無駄のように批判されている。これも当たらない。東名は道路づくりには悲観論はいらない。東名は

である。 である。 である。 金があるなら道や橋を造ること は子孫に財産をのこすことと同じである。 使 は子孫に財産をのこすことと同じである。使

という実力者内閣であった。 もすれば政治力が先行しがちであった。 でお二人とも道路行政に明るく、 設大臣と田中角栄大蔵大臣の話は特に前向 勢に及ぶこともあった。なかでも河野一 談内容も自分の所管省庁の話よりEC問題 た 1= 曜日を決めて出演してもらうため、 三木武夫科学技術庁長官、 愛一郎経済企画庁長官、 佐藤栄作通産大臣、 所管大臣として抱負を語る三○分のベルト番 時の主要閣僚が毎日出演して、政治家として 報道部長として「池田内閣にきく」という当 キになるが、 閣僚はテレビ、 米安保、 かけずり回わされた。いずれも総理になっ (河野・藤山両大臣は死去)方々だから対 東京オリンピックの直前 (月~土)を直接担当したことがある。 日曜日も返上して制作したが、当時は ケネディ、 当時の佐藤 ラジオ番組で批判されると 河野 フルシチョフの政治姿 田中角栄大蔵大臣 一郎建設大臣、 大平正芳官房長官 実力者大臣には 河野、 私はラジオ局 当時はやや 毎日録音 藤山さん 郎 藤山 0

に渡ってきては困るんだ。

僕が河野さん(建

響力のある大手企業の社長を電話で呼び出し日水、日魯、大洋各漁業会社など、自分の影た。八幡製鉄、富士製鉄(いまの新日鉄)や発の民放局を育ててやろうということであっ発の民放局を育ててやおうということであったちは出演して下さった番組にさらにスポン

「協力してやってくれ」の一声だった。

==0

ことがある。読売新聞をよこすなら推しても

正力君が来て総理大臣になりたいと頼まれた

社長就任あいさつで「第二次鳩山内閣のさい

にこたえてくれた。また河野一郎氏は放送局

私邸からパトカー?

で取寄せ私たちの要望

ーゼルワインをふるまってくれたが、

なんと

が昼食会でアデナウアーから送られてきたモ

良い。

数日後、

読売だけはやるわけにはい

りなれなかった」、私も耳を疑うような話が実

ない。というのでことわった。

正力君はやは

ことを指摘して「君の局は多摩川からこっち高の認可の経験があるだけにスタッフに対する思いやりが深く、毎回の録画に目白の私邸を訪れると五人連れのスタッフ一人一人(部長である私を除く)に角びんのウィスキーを長である私を除く)に角びんのウィスキーをの局が東京にスタジオ、事務所を構えているの局が東京にスタジオ、事務所を構えているの局が東京にスタジオ、事務所を構えているの局が東京にスタジオ、事務所を構えているの局が東京にスタジオ、事務所を構えている。

でくりをしたはずである。 と笑いながらいっていた。今年の小渕総理のは良い思い出の方が多かった」ことを話したは良い思い出の方が多かった」ことを話したは良い思い出の方が多かった」ことを話したとではでいた角さんを利用して子会社の放送局と笑いながらいっていた。今年の小渕総理のと笑いながらいっていた。今年の小渕総理のと笑いながらいっていた。

の大きな『みち』をつくった業績は大きい。しとげた田中さんは、身辺はともかく『日中』の進むべき道については、日中国交回復を成準備が着々と進められていたのである。国家ドイツのアウトバーンを取入れた東名高速の片者の口から公然と出る時代。そんな時代に

東名は文化を運んだろうか

内に夬めつけている。 の論旨で書いている。著作〝街道をゆく〟は ベストセラーであるが、道路関係の仕事に携 の論旨で書いている。著作〝街道をゆく〟は

疑う余地がない。また富士山や浜名湖の景観暮らしを変え経済発展に貢献してきたことは東名が高速機能を発揮して、日本の物流と的に決めつけている。

大物であった。

池田総理は私も招かれていた

私が知っている限り、

岸さんも池田さんも

だけの役割を果たしたかを考えてみたい。適な路線でもある。では文化の発展にはどれ店患まれ、日本を代表する自然の中を通る快

占めるなど生活のレベルアップを果たしてい が立地されCDの生産は静岡が全国の六割を の速報性に貢献している(3)新しい分野の産業 能を果たしている②横浜インター、厚木イン 四%しか運べない。信じられない位の輸送機 名での物流を鉄道に全部置き換えて輸送する 的に輸送量を伸ばしたことをあげている。 ター周辺に新聞社が軒並み大規模印刷所をつ 転したとしても、東名を利用する物流の二・ 水準を押し上げる物流の動脈として幾何級数 公団の藤井副総裁は先ず⑴国民の文化生活 等々。 東海道線の貨物車を五割増やしてフル回 総合集積機能を果たし、 ニュース印刷 東

はインターチェンジを医療等のパブリックサービスの拠点として構築されるべきだとして小る。また高度情報化社会が産んだインターービスの拠点として構築されるべきだとしてホット活用による有機能輸送など情報ハイウホート活用による有機能輸送など情報ハイウはる。またこれのの向上に、どけばけ機能させていくか――二一世紀へ向けての課題といるとうご。

かつて松尾芭蕉が俳句行脚していた時代

た。

の著書に書いている。 付けることに対する抵抗などの難問を長時間 は、聴きながら歩く危険性』、ヘッドホーンを 俗を変えてしまった。私の友人で当時ウォー 聴面の革命ともいうべきウォークマンを世に す経営の大切さが叫ばれるようになった。ソ が違って見えた。快適性は色々な感性を呼び の実験で克服した「ウォークマン流企画術」 クマンを売り出した黒木靖夫さん (元常務) 出し爆発的ブームを呼んだ。と同時に社会風 おこしている。一般産業社会でも感性をいか 走っているときの爽快感からで、日本の国土 ができたお蔭で自動車を持つようになった。 さんは東名三○周年記念フォーラムで、 風俗、習慣という文化も運ばれた。小松左京 文化を運んだ。また運ぶための道をつくった。 シルクロードをゆく隊商の時代、人はものと ニーはいち早く感性経営を手がけた。音楽視 高速

> が(1)は花の絵(2)は中封筒に、 るという。 唱歌と同様に市歌を全部うたう人が散見され えられたか判らないが、中高年の宴席で鉄道 いる。三〇余年間に市民にどれだけ市歌を覚 ある。以上の提案のネオンだけは断わられた 作った市歌を市の封筒、袋類に印刷すべきで をたかめるためには先ず歌から― の建物にはネオンをつけて欲しい(3)市民意識 や子供を明るい気分にさせて欲しい②区役所 等の動物の絵を書いた明るい装いにして主婦 議会の委員として⑴ゴミ蒐集車に象やウサギ 横浜市長に就任した三〇数年前、 私も飛鳥田一雄さん(元社会党委員長) いまだ残され 企画広報審 森鷗外 かゞ

太郎はどんなふうに表現したであろうか。 とじちらも高速道路とは無関係になりがちるとどちらも高速道路とは無関係になりがちまたは『文化度を高める』ことに貢献してきたかどうまたは『文化度を高める』ことに貢献してきたかどうまたは『文化度を高める』ことに貢献してきたことは 『文化とか感性という言葉をむずかしく考え

感性豊かなものに 一世紀の高速道は

高速道路だけでなく道路をつくるためには

彩的、 性を求める人や車に応える感性が欲しい。 るのかとの反問もあろう。 力も要る。 住民の力、 いろいろな力が要ることはあきらかである。 感触的、 行政の力、 コンクリートの塊がなにを表現す 環境的にである。 技術の力、 快適性とスピード それに表現 色

め

の街路』

一鹿島出版会

化対策、 塔の れている。 一方、 向上が進み二〇一九年の東名五〇周年には第 心を安める色彩装飾がほどこされている。二 募はがき中わずか一名の名称を異例にも採用 称は名称選考委員長の平山郁夫氏が多数の応 る事例が見られた。 した傑作名称である。 一東名とセットで世界の模範道を期待したい。 世紀、 過去二、三年道路関係には豊かな感性の ″風の塔』も東京湾を出入する船乗りの 高齢化の進展によるドライバーの高齢 新幹線や航空新時代との競合も迫ら 東名には技術改良やサービス提供の 東京湾『海ほたる』の名 また川崎人工島の排気 あ

けに説得力もある。 リカに実際に住んだ経験をいかした研究者だ イタリアをはじめヨーロッパ、 として都市 「道路と街路の区別なく車を走らせている」 二一世紀、 ルドルフスキーの著作を思い出す。 計画と街路についての権威・ 感性の時代を迎えるが、 先進国とくにアメリカは アジア、 建築家 アフ

> 険性をはらんでいるとしている。 崇拝が都市の崩壊と文明の荒廃につながる危 らせ専横させていることを指摘。 街路は人間が憩い交う場所にも拘らず車を走 自動車文明 (『人間のた

その芽はわずかながら出はじめている 広い地域との共存を装置面だけでなく、豊 接関係はないが、 な感性をいかせる場として考えるべきである。 道路のなかでも高速道路はこの論旨とは直 いまや利用者だけでなく巾 が

社会を迎えてなおさらである。 決定より優先する事柄だからである。 ことだ。バス旅行でトイレ休憩は食事時間の るが利用者にとってはウエイトのある切実な エリアのトイレ改善など細い問題のようであ るなど努力研究を重ねている。またサービス 明を蛍光灯埋め込みにし走りやすい工夫をす 道路の外にもらさない工夫②トンネル内の照 回は主要高速道路を使って東北、 公害ならぬ光害を抑えるため①光を上空や 私は二カ月に 信越、 高齢化 東

をしてみてはいかがと思う。 もときには違う車種を使い、 景よりバスの高さで広がっ 海の各地の美術館見学の引率と解説のボラン 来味わえなかったソノラマである。 ィアを楽しんでいる。 乗用車からの車窓風 た風景が楽しめる。 自らの感性教育 利 崩

> むしろやさしい。 大地や他の動物にとって恐しい存在ではなく 高速道路は巨象である。 力のやさしい象さんとして だが動物の巨

長生きしてほしい

しい 間研究機関 例えば土地を手放しがらない地主を永久借地 の首都圏の三環状九放射ネットワークを急ぐ あっても良いと思う(3)高速主要道を結ぶ役割 の精神衛生を充足させるサービスエリアなど てソフトの面、 づく必要 高速道からの実感) 速道など三カ所を視察し、 にして借り、 ため用地取得に一大革命を得うべきである。 本体外的部門にもっとウェイトをもたせてほ もって取組んでほしい⑵走る道路意外に人間 (四年前 そのためには①道路研究所をもっと充実し ″富士見休憩エリア〟 的なものがもって ハルピンー大慶油田を結ぶ中国高 (未成熟ではあるが) そのための税制や法改正をする。 以上を提言したい。 とくに環境、 (4)地方自治体や大学、 米国シカゴ周辺の 人体との ともっと近 研究に 民

社会評論家

道路局道路環境課

はじめに

中化を実施していく。 七年度までの七年間に約三、〇〇〇㎞の電線類地 た。この計画に基づき、 討会議により、「新電線類地中化計画」が策定され 気通信事業者から構成される電線類地中化推進検 平 郵政省、自治省の五省庁及び電気事業者、 成一一年三月三一日、 平成一一年度から平成一 建設省、 警察庁、 通産 電

に至っている (図1・2)。 等の協力の下に、 末には全国で約三、 積極的に推進してきた。 〜平成一○年度)に基づき、 道路管理者及び電線管理者等が 四〇〇㎞の地中化を達成する その結果、 関係機関、 平成一〇年度 地域住民

て実施し、 みが成熟している地域を主たる対象とし、 駅周辺地区など、電力や通信の需要が高く、 機器を設置できる歩道幅員を有する箇所で優先し この間、 これらの地域では電線類の地中化が 比較的大規模な商業地域、 オフィス街

請がさらに強まっているのみならず、 ど地域振興にも寄与してきた (写真2)。 なり進展するとともに(写真1)、集客力の向上な 近年においては、 地域活性化や環境改善への要 良好な生活

平

·成三年度~平成六年度、

第三期:平成七年度

空間の拡大など、新たな社会ニーズが多様化して

期

昭和六一年度~平成二年度、

第一 期 線類地中化については、

「電線類地中

計画策定の背景

新電線類地中化計画の概要

新計画 第三期 3,000 km 第二期 4 年間 第一期 4 年間 5年間 1,400 km 1.000 km 1.000 km H11 H17 S61 H2 H3 HA H7 H10 大規模商業系地域が対象 中小規模商業系地域や 住宅系地域へ対象を拡大

必要な

図 1 電線類地中化計画の変遷

※海外の都市は電気事業連合会調べによる1977年の状況 (ケーブル延長ベース)。 日本の状況は建設省調べによる1998年の状況(道路延長ベース)。

図 2 道路における無電柱率の比較

ボン

無電柱率%)

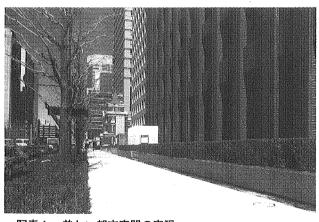


写真1 美しい都市空間の実現



地域の活性化を実現

整備後

2 今後の電線類地中化の基本的考え方

中化

ける幹線道路なども対象として、 たに中規模程度の商業系地域や、 な発展と調和を図りつつ、 な協力の下に、 トワークの信頼性の向上、 都市景観の向上、 方公共団体、 電線類地中化は、 道路管理者、 地域住民)が三位一体となった密接 電気事業、 電線管理者及び地元関係者 都市災害の防止、 安全で快適な通行空間の確保、 平成一一年度以降、 電気通信事業等の健全 地域活性化等の観点か より一層積極的 住居系地域にお 情報通信ネッ 地 新

進するため、 造に資する

本計画を策定した。

に対応し、我が国の美しい、 は新時代を迎えようとしている。 こうした社会的要請等を背景に、

が新たな。

電線類地中化を計画的に推

良好な生活空間の創 このような時代 電線類地

に推進していく。

3 地中化対象の考え方

(1)地中化対象

住居系地域の幹線道路も対象とした。 の第三期計画に示す範囲に加え、中規模商店街や オフィス街、駅周辺地区、景観の優れた地域など 地中化対象としては、比較的大規模な商業地域

(2) 地中化実施箇所の選定

る。 勘案し、 箇所選定にあたっては、以下の要件を総合的に 必要性、 整備効果等の高い箇所を選定す

1 路線要件

高い、地域の骨格となる幹線道路の地中化を 重点的に進める。 不特定多数の歩行者や自動車の利用頻度の

2 用途要件

進めるほか、 幹線道路の地中化を重点的に進める。 商業地域、 近隣商業地域において地中化を 住居系地域においても、 地域の

3 関連事業要件

地中化を重点的に進める。 ィゾーンの整備等、 区画整理、 再開発、 他の関連事業とあわせた 新設道路やコミュニテ

4 沿道要件

需要の観点に配慮する。 地域の景観改善への取組み、 電力・通信の

ものがある。

4 地中化の計画期間及び規模

していく。 とを目標として、 までに、三、○○○㎞程度の地中化を実施するこ 平成一一年度から平成一七年度(二〇〇五年度) 地元の協力を得て関係者が努力

5 地中化の進め方

(1) 地中化の方式

ら適切な方式を選定する。 性等を総合的に評価し、以下に掲げる方式の中か 的に採用するよう努める。 観点からの施工の難易性、支障物件の状況、 信の安定供給の確保、収容及び作業空間の確保の 電線類地中化は、道路管理上の要請、 道路管理上の観点から電線共同溝方式を積極 その際、 関係者が協力 電力・通 経済

1 電線共同溝方式

る方式。 に基づき、 「電線共同溝の整備等に関する特別措置法! 道路管理者が電線共同溝を整備す

として、 電線共同溝を整備し、 は、 道路管理者以外の地方自治体が地方単独事業 として電線共同溝の整備を行うもののほか、 なお、 道路管理者が補助事業又は地方単独事業 道路法第二四条に基づく工事により 地方自治体が管理する道路において 道路管理者が管理する

2 自治体管路方式

3 単独地中化方式 地方自治体が管路設備を整備する方式。

には、 なお、 地域の状況に応じて、下記のような柔軟な 電線管理者が単独で実施する方式 電線類地中化を推進する上で必要な場合

整備手法も採用する。

- (i) どにより、当初から電線や電柱がない環境を実 現する手法。 主要な道路等においては、 まちづくりの計画段階から共同して検討を行い、 区画整理事業や宅地開発事業などにおいて、 裏通りからの配線な
- (ii) 空で配線するなどの手法 変動に対応するため、 需要の不安定な地域において、 民地内等の引込部分を架 将来の需要の

(2) 電線共同溝の構造

新技術の導入などにより、 幅員の狭い道路における整備に対応していくため、 した新たな電線共同溝の構造を採用する(**写真3**)。 本計画では、コスト縮減を図るとともに、歩道 コンパクト化等を実現

(3) 道路新設との一体整備

点でも有利であるのみならず、 が実施される際に一体的に実施する地中化は、土 実に電線類地中化を進めていく上で、 工費用や既設埋設物の移設費用の節減など費用の イパス、拡幅、 再開発など、 計画的に、 道路の新設整備 有効な方法 かつ着

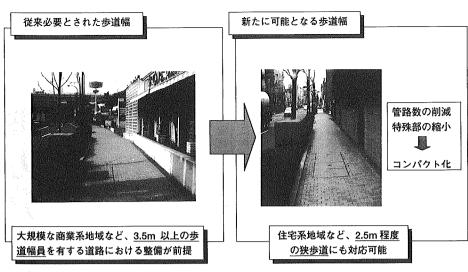


写真3

ブロ 所の確保や工事昼間施工の協議などにおいて、 関して、 用地の活用も含めた電力・通信の地上機器設置場 元関係者も加えた連絡会議を設置するなど、 る。 業の円滑な推進が図られるようにする。 さらに、 ックの進捗状況を把握する。 道路管理者、 具体の地中化箇所における事業実施に 電線管理者等の関係者に地 公共 事

費用負担のあり方

6

管理 民地部分の引込設備は地元負担とする。 電線類地中化に伴う費用は、 地方自治体、 地 元等で負担する。 道路管理者、 な 電線 お

的に図る。 道路新設と一 画等を踏まえ、 であり、 本計画では、 体的な電線類地中化の実施を、 段階的な整備手法も考慮しながら、 関係者の協力の下、 都市 積極 計

地中化の推進計画の策定及び推進体制

(4)

理者、 とめた推進計画を策定して、 議により、 協議会において、 際 全国一〇ブロックごとの、 都道府県単位などの地方部会の意見を反映す 地方自治体等関係者からなる電線類 円滑で効果的な地中化の事業実施を行うた 電線類地中化協議会において、 地中化の実施箇所、 構成員の意見を十分反映した協 道路管理者、 計画的に進める。 地中化方式等をま 適宜、 電線管 **地中化** Z

め、 0

電線共同溝方式

1

基づき道路管理者及び電線管理者が負担す 電線共同溝の整備等に関する特別措置法.

自治体管路方式

2

負担し、残りを電線管理者が負担する。 道路設備の材料費及び敷設費を地方自治体

かぇ

3 単独地中化方式

低いとされた箇所において地中化を実施する場合 その 原則として全額要請者が負担する。 他 全額電線管理者が負担する。 電線類地中化協議会において優先度が

おわりに

は

業の推進が図られることと考えてい 幹線道路において、 についても対象としている。 ぇ 力の需要が高い地域を主たる対象とする観点に加 続的に無電柱化されるなど、 ことが可能となり、 今回の新電線類地中化計画は、 中規模商業系地域や住居系地域の幹線道路等 例えばメインストリートが連 連続的に電線類地中化を行う 効率的 これにより、 従来の通信や電 効果的な事 主要な

層強力に推進していくことが必要である。 ズに応えるため、 係事業者との連携を図りつつ、 こうした観点を踏まえ、 本計画に基づき、 また、 電線類地中化を 高まる社会ニ 関係省庁、 関

地方分権と道路行政(第1回

道路局路政課

等において検討された。 税制報告書」にさかのぼるが、その後も第二次臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会 地方分権の推進と地方自治の確立の要請は古くは昭和二四年のシャウプ使節団の 日 本

の を受けて地方分権推進計画が策定された。さらにこれを踏まえて現在四七五本の関連法律 制定されこれに基づき、地方分権推進委員会が第一次から第四次までの勧告を行い、 改正案が一括して、今通常国会に提出されているところである。 平成五年六月衆・参両議院の「地方分権の推進に関する決議」ののち地方分権推進法が これ

たあとに第二回として、道路関係法令の主な改正内容について詳しく紹介することとした を根本的に変革しようとするものであって、「明治維新・戦後改革に次ぐ してこれまでの地方分権の推進に関する経緯をたどることとし、次に先述の同法案の成立し あると位置づけられている(地方分権推進委員会 いうべきものの一環」であり「数多くの関係法令の改正を要する世紀転換期の大事業」で そこで、この度、 地方分権の推進は明治以来一〇〇年余りにわたって続いてきた中央集権型行政システム 道路行政セミナーでは「地方分権と道路行政」と題し、 中間報告)。 『第三の改革』と まず第一 回

平成5年6月3日

衆議院本会議 地方分権の推進に関する決議

参議院本会議 地方分権の推進に関する決議

平成5年6月4日

れた 善のために地方分権の推進を提言。 本的な施策を総力をあげて断行することが決議さ することが現下の急務として、 体の自主性・自律性の強化を図り地方自治を確立 の権限委譲、 東京一極集中、中央集権的行政という問題の改 (資料1参照)。 地方税財源の充実強化等地方公共団 法制定をはじめ抜 国から地方へ

平成5年10月27日

第三次行政改革審議会最終答申

内閣総理大臣のリーダーシップのもと、 行政改

(1) 地方分権の推進に関する決議

衆議院本会議 平成5年6月3日 された。

その後の地

一方分権の推進についての方向付けもな

政の主体として明確に確立すべきである」として

化を進めることによって、

地方自治体を地方行

機関委任事務・

国の関与等の大幅な縮減

合 移

地方分権の推進に関する決議

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除して、国土の均衡 ある発展を図るとともに、国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり 上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられてお り、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大き な流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移 譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世 紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を 総力をあげて断行していくべきである。

右議決する。

○国

においては国際社会における国家としての存

平成6年12月15

|方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定)

革の一 を整備し、

環として地方分権に関する新たな推進体制

定することなどを提言。また、

「国からの権限の

た地方分権に関する大綱方針を一年間を目途に策

基本理念

課題と手順等を明らかにし

出することとされた。 検討を進め、 で地方分権の推進に関する法律案について早急に を策定し、 以降の地方分権の推進の在り方として、 方分権の推進に関する基本理念・基本方針を定 第三次行革審答申を受けて定められたもの。 地方推進に関する委員会を設置した上 具体的成案を得て次期通常国会に提 推進計画 地

成7年5月19

平

地 方分権推進法 (公布

られた。 策の基本となる事)基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明 かにするとともに、 グラム法であり、 地方分権推進法は、 項 地方分権 全4章、 必要な体制の整備等が定 地方分権の 0 推進について、 七条からなる 推進に関する施 そ

b

П

中では、 割 第2章 分担として 第四条にお 地 方分権の推進 いて国と地方公共団体との に関する基本方針」 役 0)

模で若しくは全国的な視野に立って行わなけ す かき 立に関わる事務、 る基本的 望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関 な準則に 全国的に統 に関する事務又は 一して定めること 全国的な規

> ばならない施策及び事業の実施その 来果たすべき役割を重点的に担 他 0 国 ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚

> > 本

ことが規定され国と地方公共団 ○地方公共団体においては住民に身近な行 観点から地域における行政の 民に身近な地方公共団体において処理すると な実施の役割を広く 担 自主的 体と 0 かつ総合的 役 割 政 ゕ゙゙ 明 は 確

にされた。 また第五条においては国が前述の 役割 分担 0)

推進計 果的であるとの認識 方分権推進委員会 閣議決定を経ることや、 な推進を図るため 点から整理・合理化等の措置を講ずることとさ 及び補助金等について、 り方に即して国の関与、 置すること等が定められた。 一年をもって失効することとされた。 地方分権に集中的かつ計画的に取組むことが その上で、これらの施策の総合的 ||画の作成のための具体的指針を勧告する 「地方分権推進計画」 (以 下 から、 地方自治の 内閣総理大臣に地方分権 必置規制 「委員会」という。) 附 おらに、 則にお 確立を図る観 機関委任事 て、 かつ計画 定期 を作成 施 を設 龍 行後 地

·成7年7月3 В

平

方分権推進委員会発足

された。 地 一方分権推進法に基づき委員会が 委員会の所掌事務は 総 理 府 に設置

○地方分権推進計画の作成のための具体的な指針

○地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監

り部会」が設置された。に委員会に「地域づくり部会」及び「くらしづくつ専門的に調査審議を行うため、平成七年一○月つ専門的に調査審議を行うため、平成七年一○月の後、行政分野別課題について個別具体的か

平成8年3月29日

地方分権推進委員会中間報告

臣に提出した。 等を目的として中間報告をとりまとめ内閣総理大における基本姿勢と検討方向を明らかにすることにおける基本姿勢と検討方向を明らかにすることとアリングを行うなど審議検討を進め、その時点をした。

平成8年12月20日

地方分権推進委員会第一次勧告

行われた。でに審議できなかった事項についても調査審議が項についての具体的な検討とともに、中間報告ま項についての具体的な検討とともに、中間報告ま

除き、

共団体とが対等の関係に立つもの)とするものを

特に平成八年四月には、機関委任事務制度の廃

会は平成八年一二月二〇日、橋本内閣総理大臣にたった代育の課題についての検討を行うための「行政関係検討グループ」が委員会に設置された。平成八年五月には、国庫補助負担金の整理合理化や地方税財源の充実国庫補助負担金の整理合理化や地方税財源の充実国庫補助金・税財源検討グループ」が設置された。これらの各グループにおける検討を行うための「補助金・税財源検討グループ」が設置された。これらの各グループにおける検討を踏まえ委員と地方公・地に伴う従前の機関委任事務の整理、国と地方公・出に伴う従前の機関委任事務の整理、国と地方公・出に伴う従前の機関委任事務の整理、国と地方公・出に伴う従前の機関委任事務の整理、国と地方公・出に伴う従前の機関委任事務の整理、国と地方公・

要な事務については、法定受託事務(国と地方公理らべき事務を明確にし、機関委任事務制度が地投票の変化により既に役割やをして、社会経済情勢等の変化により既に役割や使命を終えたもの、国の規制緩和政策等により社使命を終えたもの、国の規制緩和政策等により社のものを廃止することが適当と判断されるものにのものを廃止することが適当と判断されるものにのものを廃止することが適当と判断されるものにのものを廃止することが適当と判断されるものにのものを廃止することが適当と判断されるものにのものを廃止することが適当と判断されるという。

事務に係る国の関与の類型とに整理した。

平成8年12月25日

行政改革プログラム閣議決定

に推進することが決定された。
○年の通常国会が終了するまでの間に、地方分権進法に定める基本方針に即して原則として平成一世法に定める基本方針に即して原則として平成一一次勧告を最大限尊重するとともに、地方分権推

平成9年7月8日

対して地方分権推進法第一○条第一項に基づき第

次勧告を行った。

地方分権推進委員会第二次勧告

○従前の機関委任事務のうち第一次勧告で整理がの事務区分の整理・特別の関与を限定的に認めの事務区分の整理・特別の関与を限定的に認めの事務区分の整理・特別の関与を限定的に認める事務の明示

申出と国の応答義務等、国と地方公共団体の関○国の関与の手続ルール・地方公共団体の意見の

係についての新たなルール

○必置規制のうち廃止または緩和すべきもの

地方一般財源の充実確保等の運用・関与の改革、地方税、地方交付税等のの運用・関与の改革、地方税、地方交付税等の国庫補助整理合理化、存続する国庫補助負担金

○都道府県と市町村との事務の配分の考え方並び

さらに自治事務に係る国の関与の類型と法定受託

②一般法定主義の原則、

③公正・透明の原則とし

また国の関与の一般原則を①法定主義の原則、

原則として自治事務とすることとされた。

27

え方と関与のルー Ę 市町村に対する都道府県及び国の関与の考 ルの整理

○地方公共団体における行政改革、 的合併や広域行政の推進、 住民参加の拡大・多様化、 向上、 住民に信用される行政の展開等 公正の確保と透明 地方議会の活性化 市町村の自主 性

平成9年9月2日

地方分権推進委員会第三次勧告

れた。 第三次勧告においては次のような事項が勧告さ

○地方事務官制度に関連する事務

○駐留軍用地特別措置法に基づく土地の使用・収 用に関する事務及び駐留軍等労務者の労務管理

等に関する事務の取扱い

平成9年10月9日

地方分権推進委員会第四次勧告

第四次勧告においては次のような事項が勧告さ

れた。

○第三次勧告までに事務区分を確定されていなか った機関委任事務についての事務区分の確定と、

機関委任事務の法制上の根拠規定の整備の方向

○国の関与に関する基準及び従前の団体 (委任)

○国と地方公共団体との間の係争処理をする第三 事務に係る国の関与の整理

> ○市町村の規模等に応じた権限委譲 者機関としての国地方係争処理委員会 (仮称)

平成10年5月29日

地方分権推進計画 (閣議決定)

平成一〇年五月二九日閣議決定された。 推進法第八条第一項に基づく地方分権推進計画が 第一次から第四次までの勧告を受けて地方分権 その概要

1 は以下のとおりである。 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方

公共団体の新しい関係

(1)

国が担うべき事務

①国際社会における国家としての存立に関わ

る事務

②全国的に統一して定めることが望ましい国 民の諸活動又は地方自治に関する基本的な

準則に関する事務

③全国的規模・視点で行わなければならない

施策及び事業

的規模・視点からの根幹的社会資本整備等 に係る基本的な事項に限る) (ナショナルミニマムの維持・達成、 全国

などを重点的に担う。

2

機関委任事務の廃止

治の本旨を基本とする対等・協力の新しい関係 国と地方公共団体との関係について、 地方自

> 地方公共団体の事務の新たな考え方 機関委任事務制度を廃止する。

を築くため、

3 機関委任事務制度の廃止に伴い、地方公共団

に再構成する。

体の処理する事務を自治事務と法定受託事務と

自 治 事 務 うち、 地方公共団体の処理する事務の 法定受託事務を除くもの

とする

法定受託事務 べき責務に係るものであって、 法律又はこれに基づく政令によ る事務のうち、 り都道府県又は市町村が処理す 国が本来果たす

町村が処理するものとして法律 率性の観点から都道府県又は市 国民の利便性又は事務処理の効

又はこれに基づく政令に特に定 めるもの

法定受託事務に関するメルクマールのうち関 連のあるもの

⑴国家の統治の基本に密接な関連を有する事

務

②根幹的部分を国が直接執行している事務で

以 下に掲げるもの

国が設置した公物の管理に関する事務

(3全国単一の制度又は全国一律の基準により 道行セ 28

4)広域にわたり国民に健康被害が生じること 止や医薬品等の流通の取締まりに関する事 等を防止するために行う伝染病のまん延防 行う給付金の支給等に関する事務

(7)国が直接執行する事務の前提となる手続の (6)国が行う災害救助に関する事務 (5)精神障害者等に対する本人の同意によらな 入院措置に関する事務

目的を達成し得ないもの されている事務で、 部のみを地方公共団体が処理することと 当該事務のみでは行政

資料 2 機関委任事務 存続する事務 法廷受託事務 国の直接執行事務 自治事務 事務自体の廃止 団体委任事務 存続する事務 自治事務 国の直接執行事務 事務自体の廃止

> (8)国際協定等との関連に加え、 たる見直しが近く予定されている事務 制度全体にわ

の在り方 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与

た。 に関する規定についても再構成することとし に規定されている国と地方公共団体との関係 基準と手続を整備するとともに、 村に対する国又は都道府県の関与についての るため、 国と地方公共団体との新しい関係を確立す 都道府県に対する国の関与及び市町 地方自治法

体は、 国地方係争処理委員会を設置し、 手続きによる解決を図ることとし、 平・中立な機関により処理し、 国と地方公共団体との間の係争処理の仕 で係争が生じた場合に、 保を担保するため、 とした。 会に対し審査の申出をすることができること 地方公共団体に対する国の関与の適正 国の関与に不服があるときは、 国と地方公共団体との間 行政内部において公 さらには司法 地方公共団 総理府に 当委員 0 組 確 Z

4

除き、 庁の所管法について、 従前の個別の機関委任事務の在り方 すべき事務及び、 事務自体を廃止するもの、 自治事務とするものとされ、 法廷受託事務とするものを 従前の個別の機関委任 国の直接執行と 各関係省

事務が整理分類された。

る国又は都道府県の関与の在り方が整理され とされ、従前の個別の団体 従前の個別の団体(委任) 行とすべき事務を除き、 事務自体を廃止するもの及び、 自治事務とするも 事務の在り方 (委任) 国の直接執 事務に係

地方事務官制度の廃止

た。

権限委譲の推進 ととした 譲するための所要の法制上の措置を講じるこ これに関連して一定の人口規模等(二〇万以 市町村に委譲される権限について整理された。 づき指定することにより、 上など)を有する市を当該市からの申出に基 国から都道府県及び市町村に、都道府県から 権限をまとめて委

ため、 必置規制については、 和を推進するとされた。 最小限の規制にとどめるよう、 ぞれの規制の必要性と妥当性を検討し、 必置規制の見直しと国の出先機関の在 織権を尊重し行政の総合化・効率化を進める 個々の規制の性格を明らかにし、 地方公共団体の自主組 その廃止 り方 それ · 緩

与の縮減 権限委譲、 付手続の簡素化などにより事務量が減少する 廃止、 機関委任事務制度の廃止、 国庫補助 負担金の廃止・交 国の 関

積極的に組織 と見込まれる国の地方出先機関については、 業務の縮減・合理化を図ると

5

国庫負担金の整理合理化と地方税財源の充実

確保

Ġ

地方公共団体の自主性・自立性を高める見地

国庫補助負担金の整理合理化

存続する国庫補助負担金の運用、 関与の改革

地方税、 地方交付税等の地方一般財源の充実

確保

の三点を基本的な方向として見直すこととされた。 6 都道府県と市町村の新しい関係

れに基づく政令 (これらに基づく条例を含む。) に 市町村に対する都道府県の関与は、 法律又はこ

され、 当該都道府県の処理する事務の一部を当該都道府 定めのある場合でなければ行うことができないと 都道府県は、 条例の定めるところにより、

7 地方公共団体の行政体制の整備・ 確立 できるとされた。

県の区域内の市町村が処理するものとすることが

地方行革の推進、 人事交流と人材の育成

市町村の合併等の推進

地方議会の活性化

住民参加の拡大・多様化、 直接請求制度の見

地方行政における情報公開の推進、 監査機能

の充実強化 等

平成10年11月19 В

地方分権推進委員会第五次勧告

第五次勧告においては、 次のような事項が勧告

された。

○効率的な公共事業を推進し、 定権をできる限り拡充していく。 地域住民の自己決

○直轄事業の見直し

び直轄公物の範囲について、客観的な基準によ 化の観点からもその範囲の見直しを行う。 ŋ, 公共団体に委ねることとする。 礎的又は広域的事業に限定し、それ以外は地方 するように、 の役割分担の明確化と中央省庁のスリム化に資 係る国が直接管理する公物については国と地方 公共事業に係る国の直轄事業及び公共事業に 明確化を図るとともに、 全国的な見地から必要とされる基 中央省庁のスリム また直轄事業及

○補助事業の見直し

1: 国庫負担金と国庫補助金の区分に応じて積極的 スリム化の一 第二次勧告及び地方分権推進計画を踏まえ、 整理合理化を進めるとともに、 層の見直しを行う。 中央省庁の

○国が策定又は関与する各種開発・整備計画の見

平成11年3月26日

等に関する法律案 地方分権の推進を図るための関係法律の整備 (地方分権一括法案) 閣議決

トのみを挙げるておく。 こととして、今回は主要な道路関係法律のポイン に国会に提出された。詳細は第二回でとりあげる 成一〇年三月二六日に閣議決定され、 に及ぶ改正案を一括した地方分権一括法案が、 地方分権推進計画に基づき、 関係法律四七五本 三月二九日

1 機関委任事務の廃止に伴う事務区分の整

(1)めの所要の改正が行われている。 法定受託事務と整理された事務 以下に掲げる事務を法定受託事務とするた

指定区間外国道の管理に関する事務 の負担、 徴収にかかるものを除く (費用

申請書等の経由事務

(2)自治事務とする事務

指定市の市道以外の市町村道の道路管理者 に対する都道府県知事の監督

道路に関する調査等の実施

玉 [の関与等の見直]

2

都道府県道の路線を認定、 る場合の建設大臣の認可は協議とする 変更又は廃止す 等

等 道行セ

徳島県道ダンプトラック路肩転落事件 について

野

裕 之

います。 して紹介するとともに、考察を加えてみたいと思 すべき判断が示されましたのでこの紙面をお借り の判決において、道路管理瑕疵事案における注目 さる平成九年三月二八日に言い渡された最高裁

の見解です。 なお、本文における見解はあくまで執筆者個人

事件の内容

し路外に転落した事件です この事件は昭和五七年に徳島県内の県道上皆 奥浦線においてダンプトラックが路肩を逸脱 第一審判決と控訴審判決の事実認定から

の事故の内容は以下のとおりです。

(-)

発生日時

(<u>__</u>) 発生場所 昭和五七年八月二一日午前九~一〇時ころ

上皆津・奥浦線路上(以下「事故現場」とい 徳島県海部郡海南町相川字村山付近の県道

(三) 事故現場付近の状況等

の崖 びており、北側は上に向かって切り立った山の b 路 面には雑草が生い茂り、崖の下は休耕田である。 斜面でうすく雑草が生え、南側は下に向かって ①本件道路は、事故現場付近では平坦で概ね均 いない(写真1・2)。 一な路面を維持して東西方向にほぼ直線状に延 面はアスファルトの簡易舗装でやや荒れてお 道路の北側にも南側にも擁壁は設置されて (高さ約八m勾配は約五〇度) で、 崖の法

転落した (写真3)。

駆動。左右前輪の間隔・タイヤ中心間で一・九 軸間距離三·八五m。 ②本件ダンプ(車両重量七・一四五t。最大積 転席は右側で前車軸の上やや前に位置している。) 五〇m・外側タイヤ中心間で約二・一五m。運 九m。左右後輪の間隔・内側タイヤ中心間で一・ 載量八t。長さ六・八四m。 東から西に向かって走行中、南側の崖下に 車輪配列—前二・後複二 幅二·四八m。車

装部分の幅は、 上端近くまで舗装されている。 にほぼ接するまで舗装され、 れている車道部分で約三mあり北側は山 ③事故現場付近の道路幅はアスファルト舗装さ 確にできない。原告はせいぜい四○㎝程度と主 雑草が生い茂っているために 南側も崖の法面の 南側路肩の非舗 明

事のために道路北側部分が約○・九mの幅で掘 置する工事が進行中であったが、 製の浅いL字型側溝 向かって、道路北側の端に沿ってコンクリー (4)本件事故当時、 ていない (写真2参照) 主張しつつ、その幅については明確な主張をし では未だ側溝は設置されていなかった。 事故現場の西側から順次東に (南北の幅約四五㎝) 事故現場付近 その工 を設

張し、

道路管理者は、

ある程度の路肩があると

なお、

この掘り返されていた部分

以 下

事故当時の道路状況

ある。 道路中央に向かってどの程度の長さが出ていた いて打った二本の杭に一枚の板をわたすように ったか否か、 して打ち付けた側溝設置位置を示す標識) (原告は一m程度という。) については争いが 仮に遣り型があったとしてそれが

(5)事故現場の東側約 (西方)工事中の標識が、 00 m 事故現場の東側手前 の地点には前方

現場を通過している

り返されていた。

掘り部分」という。)に木製の遣り型 (距離を置 があ 「床 (道路幅)

事故後の道路状況

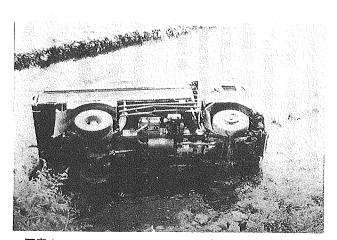


写真3

するための誘導員は設置されていなかった。 限界あるいは車両が安全に通行できる道路部! 板が設置されていたが、事故現場には、 (6)本件事故発生前、 路肩には「工事中最徐行」と記載された立て看 た通行車両の運転者に対して路肩に注意を喚起 ルト材を積載した八tダンプカーが本件事故 を指示する標識等の設置はなく、 本件ダンプと同様にアスフ 路肩の ŧ

争点

重

ました。 以下の点について原告と道路管理者間で争われ

(1) 事故の態様及び道路管理者のとるべき措置

1 原告の主張

あった。 道路管理者は、 次のような措置をとる義務が

- 強度、 崖沿いの路肩部分及びその付近の路盤の 緩みの有無を常に調査する。
- ii 行を禁止する。 範囲を明らかにする。 いはロープを張る等して安全に通行しうる 右調査結果に基づき、 場合により車両の通 ポールを立てある
- iii 配置する。 することのないよう通行誘導員を専属的に 安全な部分を通行できるよう、また脱輪

2 被告の主張

外に脱輪し、そのまま前進するにつれて次第に のではなく、 肩が崩れているのは、 路面に残されたタイヤ痕から明らかである。 車体が左に傾いて転落したものであり、これは に寄り過ぎて走行した結果、 速約三〇㎞)、前方を注視しないで運転し、南側 本件事故は、 車両が転落する際に、 原告がスピードを出し過ぎ 車両の重さで崩壊したも 最初に左前輪が路 車体重量が (時 路

5

べきであった。

原告が自動車運転者として当然

行して車輪が路肩の上にのらないように注意す

本件事故現場付近では一旦停止した上、徐

に出たためか、あるいは本件ダンプの進行方向

たのである。 ても、右の車両等は何の問題もなく本件事故現 そして前記側溝工事がなされている最中であっ タイヤショベル等の重機が頻繁に通行していた。 路工事がなされ、ダンプカー等の工事用車両や かつ本件事故発生当時には、 からバス、普通乗用車等の通行がかなりあり、 ものの付近住民の唯一の生活道路であり、 かったので路肩の土をもぎ取るかたちになっ 本件道路は、 山間の道路とはいう さらに西の奥で道 従来

再三通行し、 て、 甲及び乙運転の二台のダンプカーがアスファル と認識されていた事実もない。 事故現場付近が他の部分に比較して危険である この両名は本件道路を通行するのは初めてであ ト材を満載して本件事故現場を通過しているが ったのである。原告はかつてバスの運転手とし またダンプカーの運転手として本件道路を 道路路肩の状況を熟知していたか 原告の前にも、

> 必要もなかったというべきである。 底いえないし、 危険を表示する等の措置をとる

> > 33

(2) 損害論(省略)

\equiv 裁判所の判断

た。 高松高等裁判所では以下の判決が言い渡されまし 第一 審の徳島地方裁判所阿南支部及び控訴審の

(1) 第一審

(徳島地方裁判所阿南支部:平成四年九月一八日)

緩みや亀裂が発生していたわけではなく、 場を通過している。本件事故現場付近の路肩に

本件

事故原因について

ては、 ①証拠によれば、本件ダンプが転落した位置に 部分の路肩の幅が狭かったために車輪が路肩外 1)。左前輪が脱輪し転落が開始した原因につい 進行しつつ転落していったことが認められる(図 からまず左前輪が路外に脱輪し、徐々に前方に ダンプは、その路面に残されたタイヤ痕の状態 おいて路肩が崩れて欠けていること、また本件 路肩が前輪の重みで崩れたためか、その

②証拠によれば、本件ダンプの左右前輪の幅は 外側で二・一六mと認められるが、仮に本件ダ あるかを明確に指し示す証拠は存在しない。 したものと一応考えられるが、そのいずれかで に路肩外に出たか、 が路肩と平行ではなくやや左寄りであったため いずれか又はそれらが複合

者として、本件事故現場において、路盤の強度・

本件事故は発生しなかった。被告が、道路管理 はらうべき通常の注意義務を怠っていなければ、

緩みの有無等を調査しなければならないとは到

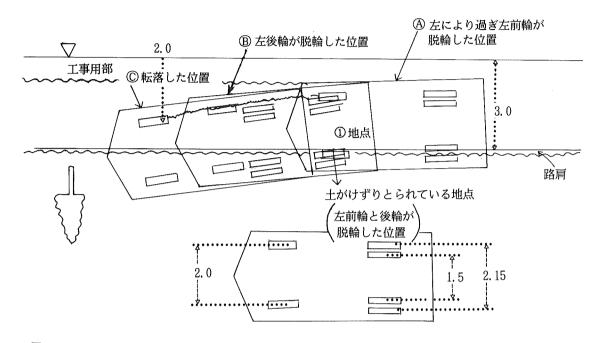


図 1

い。原告の前に既に二台のダンプカーが本件現な道路幅に注意を促す標識あるいは誘導員がいった。とが極めて困難かあるいは不可能道であるかについては、これを否定せざるをえななの。 24 であるかについては、これを否定せざるをえない。 25 であるかについては、これを否定せざるをえない。 25 であるかについては、これを否定せざるをえない。 25 であるいは通行可能 25 であるかについては、これを否定せばあるいは通行可能 25 であるかに対している。

ಕ್ಕ

故は生じなかったはずであるということができ

なるが、 する。 る。 るだけ車両を右側に寄せて通過すれば、本件事 にあたり、 現場にさしかかって本件ダンプの進路を定める 転落はしないと考えられる。原告が、本件事故 ③そこで、 左側外側の後輪の一部は路肩にはみ出すことに 路肩の崩壊はなかったものとして考えることと 舗装部分からの崩壊はなかったと一応推測され 件ダンプも同様に通過したとすれば、おそらく を路肩に出さず舗装部分上を通過したので、 ンプが通る前に通過した他のダンプは、 壊したであろうことを示す証拠はない。本件ダ ったまま本件事故現場を通過しようとしたとし ンプの左前輪が路肩上に出ないで舗装部分に乗 それでもなお路肩を含む道路南側部分が崩 なお、 内側車輪が舗装部分に乗っている限り、 本件ダンプが舗装部分を通過すれば 床掘り部分に進入しないでも、 前輪が舗装部分の上を通過しても 左前輪 本

場を通過していること、現場の状況から安全に通行できる道路の幅が極めて狭く、それもできるだけ右側に寄せて通過する必要があることはっ見して明らかであり、あえて標識で示す必要もないこと、幅の狭い場所を通過するにあたりっとできであり、また毎日のように運転している自分所有の車両の幅や長さ等は運転者においてかなり正確に認識して運転しているはずであり、本件事故現場の道路はほぼ直線で複雑なハンドル操作を必要とするものではないことから、本件事故現場の道路はほぼ直線で複雑なハンドル操作を必要とするものではないことから、大力が正常か又は正しく矯正されていれば、バスカが正常か又は正しく矯正されていれば、バスカが正常が入る。

⑤ 確 況を確認することにより一○㎝程度の左右のず 置をとらなければならないということにはなら と認めるのが相当である は十分可能であり、 行進路をできるだけ右側に寄せて通過すること おいて、特別な標識や誘導員がいなくとも、 るとは想像し難いこと、 はずであり、それが極めて困難又は不可能であ れは正確に認識し、運転操作することができる かに路肩や道路幅についての標識が設置さ 本件事故は防止されたであろうといえる つるいは誘導員による注意喚起と誘導があ れないが、 だからといってそのような措 さして困難でなかったもの 以上のことから原告に 走

> うべきである。 ・大学である。 本件事故を発生させたということはできないとい をおいし、そのような措置をとる をおが被告にあったということはできない。 をおいし、そのような措置をとる をおいし、そのような措置をとる

る。 原告の本訴請求は理由がないから、請求を棄却す よって、その余について判断するまでもなく、

(2) 控訴審判決

(高松高等裁判所:平成五年九月二一日)

ックミラーを通し又は右側の窓から直接道路状

が発生した場合は、客観的に予測可能性がなく、 の通常の用法に従うことなくこれを利用して事故 されることになるが、およそ被害者が当該営造物 諸般の事情が総合考慮されて具体的個別的に判断 いては、 ることをいい、右安全性を欠いているか否かにつ とは当該営造物が通常有すべき安全性を欠いて 賠償法二条にいう「営造物の設置又は管理の瑕疵 その理由は以下のとおりである。すなわち、 管理の瑕疵を認めることはできないと判断する。 したが、以下によりその控訴は棄却されました。 この判決に対し、 当裁判所も、事故現場付近の本件道路に設置 当該営造物の構造、 被害者である原告は控訴しま 用法、 場所的環境等 国家

> いては、 のでない(車両制限令二条七号、 本来、 事故現場に向け東側から進行して来た場合、 を成しているから、 しかも、事故現場付近の路面は平坦で概ね直線状 路肩の幅は狭く、 かけて雑草が連続して生い茂っているため、 約五○度の崖になっており、 本件道路の事故現場付近南側は高さ約八m、 にあることからすれば、 本件道路の事故現場付近路肩が右に設定した状況 に存在するもので、人車の通行の用に供されるも 確に認識できることが認められる。そうすると、 現場付近の南側が直ちに崖となっている状況を明 上路肩と崖の法面との境界は判然としないものの もなく、 肩については、 これを本件についてみるに、 路肩は車道の保護又はその効用維持の 車両等の通行の用に供されているもので 道路管理者が殊更その旨を明示するまで 前記認定事実及び証拠によれば、 直ちに崖の法面に続いてお 本件における控訴人のように 右事故現場付近路肩につ 路肩から崖の方面 まず、 九条参照)うえ、 本件道; 外見 事故

定事実及び原審における控訴人本人尋問の結果に効幅員は約○・九mであるから、通行可能な車道の有故現場付近車道の幅員は約三mで、床掘り部分のの状況であるが、前認定のとおり、本件道路の事の状況であるが、前認定のとおり、本件道路の事の状況であるが、前認定のとおり、本件道路の事

ないことが明らかであるといえる。

できないものと解するのが相当である。

右営造物につき設置・管理の瑕疵を認めることは

約二五 側 通行可能な路面の有効幅員より約三〇 ヤ 隔は約二・一五m よれば、 、の外端から外端までの幅は約二・四mであって、 タイヤの幅が広いことになる cmと認められるから、 本件ダンプの後輪外側タイヤの中心間 タイヤの幅は路面接着部 結局、 後輪外側タイ em 後輪外 分で 間

かゞ

ない。

はできない。 路の設置・管理につき瑕疵があったと認めること して使用したため発生したものにすぎず、 本件事故は、控訴人が本件道路の通常の用法に反 の態様が控訴人主張のとおりであったとしても るに難くはなく、したがって、 の安定性を失い本件事故が発生したものと推断す 生したとも考えられる。)、その結果、 あ 0) した可能性がある。また、 肩に約三〇m以上はみ出して通行し(なお、 道)るいは、控訴人は一部崖の法面の突出して通行 幅は運転者にとって必ずしも明確でないので、 路の路面のほ そうすると、 控訴人は、 か、 通行の用に供されていない路 本件事故がそのため発 本件においては、 いま仮に本件事故 本件ダンプ 本件道 路肩 本件

趣旨のものではないから、控訴人の右主張は理由有効幅員が狭くなった場合についてまで規制する

発生時 当該運転者が最もよく知っているものであるから、 事故現場の道路状況 本件について当該約二・一mの幅員で自車が通行 できるのであり、 面 である等前記認定のところからすると、 を採るとしても、 置する措置を構ずべきであった、 は、 現場付近についてポー 分であるところ、 行の用に供されている路面は約二・一mの車道部 前記説示のとおり、 して安全に通行しうる範囲を明らかにし、 [にかけての状況) また、 事故現場付近の本件道路は平坦でほぼ直線状 安全な部分を通行できるよう通行誘導員を配 (午前九時ないし一○時ころ)においては 控訴人は、 仮に控訴人主張のとおりの措置 その部分を明示することになる 方、 は運転者において明確に認識 事故現場付近の本件道路中通 本件道路の道路管理者は事故 (特に前記説示の路肩から法 ルを立て、 通行車両の幅については と主張するが、 ロープを張る等 本件事故 あるい

義務はなかったといわざるを得ず、この点の控訴り、また、判断すべきものである(したがって、り、また、判断すべきものである(したがって、り、また、判断すべきものである(したがって、するをの可能性のない以上、控訴人は本件ダンプを運転して事故現場を通行すべきでなかったといわざるを得ず、この点の控訴をしている。

人の主張も理由がない。

張も採用できない。 はなかったことが認められるから、 車道を通行できるか否かを判断するのに格別支障 おおよその車道と路肩の区別は十分付き、 ることが認められるが、一方、 肩の境界付近のアスファルト舗装状態は荒れて 掲各証拠によれば、 その境界は判然としていなかった、 境界付近のアスファル もっとも、 控訴人は、 確かに、 ト舗装状態が荒れてお 事故現場の車道と路肩 事故現場の車道と路 全体的にみれば、 と主張し、 控訴人の右主 自車が ŋ 前 0)

すべき主張立証はない。 がたい。 事情となし得ないから、 ない。)、これをもって本件道路の瑕疵を肯定する 判断すれば足り(この点は、 るなら、 に数十㎝幅の安全性を保って、 又は不可能である、 + mの車道を通行する場合と何ら異なるところは また、 ㎝の位置のずれを判別することは極めて困難か 他に本件道路の設置、 運転者において、 控訴人は、 と主張するが、 運転者だけの判断で車輪 控訴人の右主張も採用し 自車の通行につき余分 本来の道幅が約二・ 通行可能か否かを 管理の瑕疵を肯認 仮にそうであ の数

の点につき判断するまでもなく、理由がない。とはできないから、控訴人の本訴請求は、その余国家賠償法二条の設置又は管理の瑕疵を認めるこ以上によれば、事故現場付近の本件道路につき

四 上告理由書

告しました。 控訴人はこの判決を不服として最高裁判所に上

管理者としては、右事故の発生を未然に防止すが通常の予測の範囲を超えるものでない限り、発生する危険性が客観的に存在し、かつ、それ発生する危険性が客観的に存在し、かつ、それの出話営造物の利用に付随して死傷等の事故の「当該営造物の利用に付随して死傷等の事故の「当該営造物の利用に付随して死傷等の事故の

②たしかに車両制限令九条によれば「歩道等の②ない道路においては自動車は路肩にはみ出してない道路においては自動車は路肩にはみ出しての効用を保つために設けられた部分であり、種々の動用を保つために設けられた部分であり、種々のがある。

きるように措置すべきである。むしろ路肩にはみ出しても安全な走行が確保であり、車両制限令の本来の趣旨から考えれば、車両制限令九条は原則を述べただけのもので

告人の主張のとおりであったとしても、

本件事故

事故の発生を未然に防止するため、

客観的に存在するときは、

管理者としては、右

適切な措置

管理者の通常の予測の範囲を超えるものでなく事故当時の具体的状況の下において、右行動が

法廷判決・民集三二巻五号八○九頁参照)、その

かつ、右行動によって事故の発生する危険性が

したがって、

いま仮に本件事故の態様が上

五 最高裁判決

路管理者にとって厳しい判決となりました。理由により高等裁判所に審理を差し戻すという道の判決が言い渡されましたが、その結果は以下の平成九年三月二八日最高裁判所において上告審

主文

5.井の高公高等戈側所に参原判決を破棄する。

本件を高松高等裁判所に差し戻す。

理由

測できるものである

れており、本件事故はその危険性が客観的に予るための安全施設を設置する必要がある」とさ

原審は、まず、およそ被害者が当該営造物の通常の用法に従うことなくこれを利用して事故が発生した場合は、客観的に予測可能性がなく、右営造物につき設置・管理の瑕疵を認めることはでき造物につき設置・管理の瑕疵を認めることはでき造物につき設置・管理の瑕疵を認めることはでき造物につき設置・管理の瑕疵を認めることはできないとした上、本件事故は、上告人が、本件事故着の中輪が路肩にはみ出してはならない。」とするその車輪が路肩にはみ出してはならない。」とする中自動車を通行させた結果、本件自動車が発生したと推断するには難くはやよいない路肩に約三〇m以上はみ出して本件自動車を通行させた結果、本件自動車が発生したと推断するには難くはを失い本件事故が発生したと推断するには難くは

できない。その理由は、 及び管理に瑕疵があったとは認められないと判断 は し、上告人の請求を棄却すべきものとした。 したため発生したものにすぎず、本件道路の設置 いて、 すべきものである。そして、営造物の通常の用 当該営造物の設置又は管理に瑕疵があったとい て事故が発生し、被害が生じた場合において ⑴国家賠償法二条一項の営造物の使用に関連し 高裁昭和五三年闭第七六号同年七月四日第三小 によるものであるということはできないが(最 ときは、 おいて通常予測することのできないものである に欠けるところがなく、右行動が設置管理者に 法に即しない行動の結果事故が生じた場合にお 諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断 造物の構造、 い得るか否かは、 上告人が本件道路を通常の用法に反して使用 かしながら、原審の右判断は是認することが その営造物として本来具有すべき安全性 右事故が営造物の設置又は管理の瑕疵 用法、 その事故当時における当該営 場所的環境及び利用状況等 次のとおりである。

じく 車は一 重量• そして、 アスファルト材を運搬中であったことがうかが たというのである(記録によると、右貨物自動 えって、 には通行を禁止又は制限する標識等はなく、 通 めには、 (2)これを本件についてみると、本件事故当時 ることは、 管理に瑕疵があったとは認められないと即断す であっても、 路を通行したことによって事故が発生した場合 することができない。 通行をせざるを得ない場合のあることは、 該道路の具体的状況等によっては、そのような を通行することは、 第一小法廷判決·裁民一三〇号三七一頁参照)。 裁昭和五四年闭第二二七号同五五年九月一一日 れていたため、 ては本件道路の有効幅員が約二・一mに狭めら 前記側溝設置工事のため、本件事故現場におい を執る必要があるものというべきである !即しない行動というべきであるけれども、 一行せざるを得ないものであったところ、 一台であって、 同所の西方の本件道路改修工事現場へ、 大きさの貨物自動車が同所を通過してい 本件事故の前に本件自動車と同程度の 車両制限令九条に違反する態様で道路 路肩部分に車輪の一部をはみ出させて 許されないというべきである。 その一事をもって道路の設置及び 本件自動車が同所を通過するた いずれも、 一般に、道路の通常の用法 したがって、右態様で道 本件自動車と同 (最高 同所 否定 当 か

あり、 管理に瑕疵はなかったとした原審の判断には、 にすぎず、被上告人による本件道路の設置及び は審理不尽、 国家賠償法二条一項の解釈適用を誤り、 通常の用法に反して使用したため発生したもの 考えられる、と判示する部分があるが、これら 出させて通行した事実を確定するのみで(上告 (3)したがって、 は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかで の点を確定したとまでは解することができな 人は一部崖の法面に突出して通行した可能性が 本件事故現場において路肩に約三〇㎝以上はみ 直ちに、 また、 理由不備の違法があり、この違法 本件事故がそのため発生したとも 本件事故は上告人が本件道路の 上告人が本件自動車の左後輪を ひいて

告人に予測の範囲を超えるものであったか否かを更に審理し、もしこれが否定されるならば、本件事故の態様を確定した上、本件道路の設置ありとすれば、本件事故がその瑕疵に起因するものか否かなど、所要の事項につき審理を尽くさせるため、これを原審に差し戻すのが相当である。

致の意見で、主文のとおり判決する。よって民訴法四○七条一項に従い、裁判官全員

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 河合 伸一

裁判官 艮芦 重台

裁判官 福田 博裁判官 根岸 重治

六 最高裁判決の考察

結果になりました。いて判断が覆り高等裁判所に差し戻されるというこのようにこの裁判については最高裁判所にお

す。 してはならない、というところにあると思われま 利用形態」に比べて「通常ではない」との判断を 違反している」という一事のみをもって「通常の する評価ですが、運転手の行動を「車両制限令に する評価ですが、運転手の行動を「車両制限令に

なかる。

そして、

前述したところに従い、

本件事

論旨は理由があり、

原判決は破棄を免れ

故当時の状況の下において、

本件事故現場を路

肩にはみ出して通行する車両のあることが被上

例を合わせて引用しています。 執る必要があるものというべきである。」という先 事故の発生を未然に防止するため、 が客観的に存在するときは、管理者としては、 児童転落事件」(道路管理瑕疵判例ハンドブックニ 動が管理者の通常の予測の範囲を超えるものでな 決である「埋立地内岸壁車両転落事件」における (水第二二二七号、 七四頁)でありますが、それに加え、昭和五四年 四日第三小法廷判決である「神戸市道防護棚不全 先例は、 「その事故当時の具体的状況の下において、右行 この判決において引用されている最高裁判決の かつ、 やはり昭和五三年闭第七六号、 右行動によって事故の発生する危険性 同五五年九月一一日第一小法廷判 適切な措置を 同年七月 右

の行動が「管理者の通常の予測の範囲」を超える ものと認定しました。 ものではない、 判決はこの判例に従い、 と判断し、 本件事故の際の運転手 予測可能性が存在する

断しました。 ったため なかったものと言えると思います。 そして、 その部分の通行を禁止する旨の標識等がなか 最高裁は、路肩が通行禁止区域であれ 適切な措置」 この部分は回避可能性の不存在を認 が執られていない、 と判

用できるものと考えられます。

ここで国家賠償法二条一項の定める営造物の設

の

京地方裁判所判事 この定義について数ある最高裁判例を前田順司東 置又は管理瑕疵の定義について整理してみますと 「国家補償法大系」のなかで、それらを体系的に (一九八七年執筆当時) は書籍

とは、 すべき安全性を欠いていることをいうと理解でき まとめられています。それによれば、「国家賠償法 に二条一項の定める営造物の設置又は管理の瑕疵 物理的・外形的な物的状態において通常有

Ł 者において事故発生を回避する可能性が存するこ の予測可能性が存すること、③営造物の設置管理 ること、②営造物の設置管理者において事故発生 うためには、①営造物に事故発生の危険性が存す る。 そして通常有すべき安全性を欠いているとい

する必要があるといえる。そして、これらの要件 これらの三要件はいずれも「通常」の範囲内に存 の判断については「当該営造物の構造、 という三要件を満たす必要があり、 しかも、 用法、 場

所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮し 示談を行う際の客観的な判断基準としても十分利 ています。 て具体的個別的に判断する」ことになる。」とされ このとりまとめは、 道路管理者が自ら

それとも一つでも存在すれば「瑕疵あり」となる すべて存在したときに「瑕疵あり」となるのか、 かが明確ではありませんでした L かし、このとりまとめも、 その 「三要件」が

> れていますので紹介します。 国道四三号訴訟」の最高裁判決において触れ その若干不明であった部分について、 いわゆ 5 3

○三号及び一五○四号第二小法廷判決) (平成七年七月七日 最高裁平成四年)分第 Ŧi.

いて (上告人 (国・公団) の上告理由の第二点に つ

には、 3 び社会的制約の下で上告人らに被害を回避する の解釈適用を誤った違法があるというものであ の判断をしないまま、右の瑕疵を認めた原判決 可能性があったことが必要であるのに、 に瑕疵があったとするには、 「所論は、 判断違脱の違法又は国家賠償法ニ 要するに、 本件道路の設置又は管 財政的、 技術的及 この点 項 理

るものではないと解すべきである。 又は管理に瑕疵を認めるための積極的要件にな 論の回避可能性があったことが本件道路の設置 に損害を生じたときと規定しているところ、 造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人 又は公共団体の責任発生の要件につき、 づき被害者の救済を図ることを目的として、 国家賠償法二条一項は、 危険責任の法理に基 公の営 玉

との判断が示されました。

件」のすべてが必要ではないということは示され そうすると、 少なくとも瑕疵の認定には「三要

要件でも存在すれば瑕疵ありなのでしょうか。たことになります。それでは「瑕疵」の判断は

この最高裁の判決の意味は、①危険性の存在② と考えることが妥当であ 要件は「それが全部存在すれば瑕疵が認められる でも重要な要素として不存在であれば、管理者が でも重要な要素として不存在であれば、管理者が でも重要な要素として不存在であれば、管理者が を責される条件となる」と考えることが妥当であると考えます。

等えると、道路上の穴ぼこにより自動車が破損し 考えると、道路上の穴ぼこにより自動車が破損し まず予測可能性について検討することとなります。 をのことについて通常の技術水準をもって予測で きたか否か等を検討します。次に回避可能性については、下ぼこの場合、路 すが、そこを事前に通行制限することができたか すが、そこを事前に通行制限することができたか すが、そこを事前に通行制限することができたか

ことになります。 瑕疵が認められる事案は事実上なくなってしまうのみ「瑕疵あり」と判断するとすれば、ほとんど

そこで、裁判所の多くは被害者救済の立場に立ち、客観的に明らかな自損事故や交通事故でないち、客観的に明らかな自損事故や交通事故でないい存在する」という前提(仮定)に立ち、そこから予測可能性や回避可能性の存在について検討し、直路管理者にあまりに大きな義務を負わせることになるものについては、管理者が免責されるべきとして「瑕疵なし」の判断を下しているものと考として「瑕疵なし」の判断を下しているものと考えられます。

すが、 可能であることは周知の事実であると思われます。 項における国・公共団体の責任は無過失責任であ ることになりますが、裁判所は国家賠償法二条一 路管理者が勝訴した事件は今のところありません。 しかし、過去の裁判例においては落石の事件で道 の全てについて予測することや回避することは不 技術水準・予算規模では発生する落石や土砂崩壊 く論じると紙面が足りませんので概要にとどめま 題があります。無過失責任の問題については詳し ると言い切っています。 このことは、 さらに国家賠償法二条一 落石や土砂崩壊の事件においては、 瑕疵の三要素から考えると矛盾す 項には無過失責任の問 現在の

類によっては無過失責任であることは定着してい題)ことになりますので、現段階では「事故の種責要件が存在するのに無過失責任であるという問責級件が存在するのに無過失責任であるとのに混乱する(免無過失責任を考慮に入れるとさらに混乱する(免

条一項の定義が一歩前進したものと思われます。解としては、この最高裁判決により国家賠償法二さんあるものと思われますが、筆者の個人的な見まだ、さらに検討・議論を重ねるところがたく

七 その後の経過

(平成九年泳第一三四号 高松高等裁判所)

文

主

原判決を次のとおり変更する。

(以下略)

理

由

①国家賠償法二条一項の解釈

ものというべきである に防止するため、 ときは、 範囲を超えるものではなく、 とはできないが、その事故当時の具体的状況の 造物の設置又は管理の瑕疵によるものというこ ことのできないものであるときは、右事故は営 物として本来具有すべき安全性に欠ける所がな の結果事故が発生した場合において、その営造 して、 て、 的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮し 故当時における当該営造物の構造、 管理に瑕疵があったと言えるか否かは、 って事故の発生する危険性が客観的に存在する もとにおいて、右行動が管理者の通常の予測の か否かを具体的個別的に判断すべきである。 |国家賠償法二条一項にいう営造物の設置又は 公の営造物が通常具有すべき安全性を欠く 右行動が設置管理者において通常予測する 当該営造物の通常の用法に即しない行動 管理者としては、 適切な措置を執る必要がある 右事故の発生を未然 かつ、 用法、 右行動によ 、その事 場所 そ

②事故態様について

かなかった. は少なくとも三〇 な車幅の自動車が現場を通行するには、 「本件現場は工事中であったため、 本件のよう 路肩に

③現場の情報提供等の状況について

路肩に注意を喚起するための誘導員は配置され の設置はなく、また通行車両の運転者に対して が安全に通行できる道路部分を表示する標識等 本件事故現場には、 の通行が禁止されていなかったことはもとより、 場の一○○m手前に工事中の標識が設置されて ていなかった。」 いるだけで、本件自動車のような車幅の自動車 「本件道路の他に安全な迂回路はなく、 路肩の限界あるいは、 事故現 車両

④予測可能性について

いというべきである。」 範囲を超えるものであったということは出来な 件道路の管理者である被控訴人の通常の予測の の一部を路肩にはみ出して通行したことは、 件事故現場の本件道路を通行した際、 「これらの事情を総合考慮すれば、 被害者が本 その車輪 本

⑤回避可能性について

による事故の発生を未然に防止する措置を執る 0) 路部分を指示する標識等の設置をし、 路肩の限界あるいは車両が安全に通行できる道 禁止するか、それが不可能であったとしても、 本件自動車のような車幅を有する車両の通行を 「本件道路の管理者である被控訴人としては、 〝誘導員を配置して本件事故のような路肩崩壊 声 !の運転者に対し路肩に注意を喚起するため 又は通行

べきであった。」

⑥結論

損害を賠償する責任がある。」 事故は、まさに本件道路の右のような設置又は 瑕疵があったというべきである。そして、 ತ್ತ 管理の瑕疵によって発生したことが明らかであ なく、被控訴人の本件道路の設置又は管理には のであるから、本件道路は公の営造物として本 防止するような何らの措置も執っていなかった 来有すべき安全性を欠いていたものというほ 「本件については路肩崩壊による事故を未然に 項に基づき、控訴人が本件事故により被った したがって、被控訴人は、 国家賠償法二条

⑦過失相殺

せず、 以上の判決が言い渡され、 その過失割合は、 控訴人にも相応の過失があるというべきであり、 事情に鑑みると、本件事故の発生については 酷であるとはいえないと思料される。これらの であり、そういうことを控訴人に要求するのが 認した上で進路を調節し、あるいは現場作業員 めに、一旦停止・降車して路肩等道路状況を確 に誘導を乞うなどする余地があったというべき 「控訴人は、本件事故現場を安全に通過するた 確定しました。 三割をもって相当とする。」 道路管理者側は上告

(道路局道路交通管理課訟務係)

お詫びと訂正

道路行政セミナー3月号「平成9年度道路管理瑕疵実態調査結果について」37ページ掲載の表3-1、表3-2に誤りがありました。 以下のように訂正させていただきます。

表 3 - 1 損害賠償責任保険加入状況(平成10年 3 月31日現在)

区分	団体数	調査回答数	加入し ている	近く加入 する予定	加入して いない	今後とも 加入しない	加入率 (加入団体/団体数)
直轄	10	10	0	0	0	10	0.0%
公団	4	. 4	1	0	3	0	25.0%
公社	44	38	38	0	0	0	86.4%
都道府県	47	47	46	0	0	1	97.9%
政令指定市	12	12	9	0	2	1	75.0%
市 (特別区含む)	681	681	679	0	1	1	99.7%
加上	1,993	1,993	1,978	0	14	1	99.2%
村	569	569	550	1	17	1	96.7%
合 計	3,360	3,354	3,301	1	37	15	98.2%

表 3 - 2 損害賠償保険加入の有無による賠償状況比較

	種別	団体数	保険料	全賠償 件数	賠償額	保険賠償 件数	保険による 支払額	支払額 /保険料	賠償件数 /団体数	賠償額 /団体数	実質負担額 =保険料+ (賠償額-支払額)	実質負担額 /団体数
	公団計	1	8,813,820	25	4,827,527	25	4,827,527	54.8%	25.0	4,827,527	8,813,820	8,813,820
bu	公社計	38	7,955,447	7	1,450,653	7	1,450,653	18.2%	0.2	38,175	7,955,447	209,354
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	都道府県計	46	295,368,162	922	265,580,146	921	265,258,136	89.8%	20.0	5,773,481	295,690,172	6,428,047
団団	政令指定市計	9	30,214,410	237	55,426,837	208	44,378,705	146.9%	26.3	6,158,537	41,262,542	4,584,727
体	市計	679	363,791,170	958	264,432,422	894	239,625,174	65.9%	1.4	389,444	388,598,418	572,310
144	町計	1,978	1,670,430,430	509	81,286,274	498	76,243,537	4.6%	0.3	41,095	1,675,473,167	847,054
	村計	550	172,989,955	73	9,301,874	70	9,049,344	5.2%	0.1	16,912	173,242,485	314,986
	加入団体計	3,301	2,549,563,394	2,731	682,305,733	2,623	640,833,076	385%	0.8	206,697	2,591,036,051	784,925
	直轄計	10	0	73	48,065,452				7.3	4,806,545	48,065,452	4,806,545
未	公団計	3	0	29	11,187,818				9.7	3,729,273	11,187,818	3,729,273
l m	公社計	0	0	0	0						0	0
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	都道府県計	1	0	19	12,789,412				19.0	12,789,412	12,789,412	12,789,412
1	政令指定市計	3	0	24	6,228,963				8.0	2,076,321	6,228,963	2,076,321
体	市計	2	0	0	0					0	0	0
14	町計	15	0	0	0				-	0	0	0
	村計	19	0	. 0	0				_	0	0	0
	未加入団体計	53	0	145	78,271,645				2.7	1,476,823	78,271,645	1,476,823

[有[料[道[路[制[度[の[基[礎[知[識 (第7回)

その他料金に係わる特殊な制度

有料道路制度研究会

道路の関連道路プー 度」ということで、

-ル制

割引制度について見て

還制度)

第二節として損失補てん引当金制度、

前回

(98年12月号) は、

(有料道路の償

差制度まで見てきたところである。

「その他料金に係わる特殊な制 維持管理有料制度、一般有料

その他料金に係わる特殊な制度

維持管理有料制度

は特措法第五条に の要件、手続等については日本道路公団において 金を徴収することができるとする制度である。そ 許可を受けた料金徴収期間の経過後においても料 は第七条の七の許可)、料金を徴収している有料道 第七条の十二第一項の許可、 第三条第一項の許可を受けて(地方道路公社では ゆる維持管理有料制度が認められている 路整備特別措置法 (以下特措法という。) で、 (十) 次の通り規定されている 般有料道路及び本州四国連絡道路については道 持管理有料制度とは、 本道路公団の一般有料道路、地方道路公社 一定の要件に該当している場合に限って、 本州四国連絡道路においては第七条 (地方道路公社においては第七 日本道路公団が特措法 本州四国連絡道路で

> 第五条 られるときに限り、建設大臣の許可を受け ことが著しく困難又は不適当であると認め を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当 可を受けて新設し、又は改築した道路の維 行つて、料金を徴収することができる。 て、前条に規定する期間の経過後において 該道路の維持又は修繕に関する工事を行う 持又は修繕に関する工事に特に多額の費用 当該道路の維持、 H 本道路公団は、 修繕及び災害復旧 第三条第一項 Ó

2 { 5

第七条の十 することができる 修繕及び災害復旧を行なつて、 期間の経過後においても、 建設大臣の許可を受けて、 又は不適当であると認められるときに限り 繕に関する工事を行なうことが著しく困難 道路の道路管理者が当該道路の維持又は修 工事に特に多額の費用を要し、 本州四国連絡道路の維持又は修繕に関する の七の規定に基づき新設し、又は改築した 本州四国連絡橋公団は、 当該道路の維持 前条に規定する かつ、当該 料金を徴収

かつ、

2 5

第七条の十七 路管理者が当該道路の維持又は修繕に関す に多額の費用を要し、 二第一項の許可を受けて新設し、 した道路の維持又は修繕に関する工事に特 地方道路公社は、 第七条の十 又は改築

ことができる 及び災害復旧を行なつて 経過後においても、 当であると認められるときに限り、 る工事を行なうことが著しく困難又は不適 の許可を受けて、 当該道路の維持 前条に規定する期間の 料金を徴収する 建設大

5 5 (略

受け、

現在に至っている。

通

りである。

原則) えよう。 ることにおいて、その料金に適正な利潤をも含む 費用を償うに足るもので、 上の一般自動車道に類似はするが、 料金の徴収期間がない点においては、 無料公開の原則に対する例外措置であるといえる。 の有料道路とは本質的に異なるものであり、 る時期について、 しかし、 までの経過措置とされているといえるであろう。 用は無料に公開されるべきもの 管理者である国又は地方公共団体が行い、 生活基盤となるものであるので、 般自動車道とは、 元来道路 本条における有料道路は無料に公開され 有料道路といえども無料に公開される ば、 国民の生活に密接な関係を有 保証がないことにおいて、 質的に異なるものであるとい かつ受益の範囲内であ (道路無料公開の その整備は道路 料金の額は 道路運送法 その利 道路 通常

県道路公社が管理する平戸大橋の二つである。 のは日本道路公団が管理する関門トンネルと長崎 この維持管理有料制度が適用されている

下

「関門橋」という。)

の開通による関門橋、

する。 昭和三三年三月一〇日に供用開始し、 を結ぶ枢要な幹線道路を形成する有料道路として 大臣から日本道路公団に引き継がれ、 で特措法附則第三条第一項の規定に基づき、 ○月一五日付けで特措法第五条第一項の許可を ここでは、 関門トンネルは昭和三一年四月一六日 関門トンネルを例に見ていくことに 本州と九州 昭和四八年 建設 付け

る工事を引き続き実施することが適当であると考 熟知している点で、 理を行ってきているため、 特殊な諸設備を継続して総合的・計画的に維持管 時>)。また、 と比べて当該道路は七・一 ていたこと(他のトンネル主体道路の維持管理費 る工事が他の道路に比し、年々多額の費用を要し 電気設備等を有し、これらの維持又は修繕に関す う特殊な構造物であり、 されていた。 ば昭和48年度には料金徴収期間を満了するものと 増加しており、 えられること。さらには昭和四八年秋に供用予定 昭和三三年の供用開始以来、 和四八年一一月一 日本道路公団が供用開始以来 しかし、 当時の償還状況で推移するとすれ 本道路の維持又は修繕に関す 一四日) 本道路が海底トンネルと 大規模な換気、 その諸構造、 倍~一八・五 の関門自動車道 利用交通量が 排水設備 諸施設を 倍 当該 年 议 金当

> 引き続き有料道路として管理すべく特措法第五 が さ 付けで維持管理有料道路 当該道路の維持管理費用に見合う料金を徴収し れること。 項の規定に基づき、 これらの理 昭和四八年一〇月一五 由により、 (五条適用道路) 日本道路 となっ 公団

参考までに現在の関門トンネルの料金は表1 0) たものである。

(単位:円) 軽車両等

20

大型車

300

特大車

550

関門トンネルの料金

普通車

200

中型車

200

表 1

軽自動車

100

(1) 関連道路プー 一路プー ル制の概要

2

関連道

車種

料金

合には、 一以上の一般有料道路が近接して整備される場 個別採算性の下では、 施行時期及び工事

路相互間の利用交通量の適正配分上の利点も勘案

均衡が生ずることとなってしまう。 0 そのまま料金又は料金徴収期間に反映され、 方法が異なるため、)額の不均衡及びこれに起因する利用交通量の不 建設費、 維持管理費の差異が 料金

四五年に導入された。 ができる、 般有料道路を一の道路として料金を徴収すること に限定して、 め の料金調整による利用交通量の適正配分を図るた Ę こうした利用者負担の不均衡を是正するととも 交通上密接な関連を有すると認められる場合 事業主体の経営の安定化、 いわゆる「関連道路プール制」が昭和 現に料金を徴収している二以上の一 さらには道路相互

(2) 関連道路プール制の適用条件

通りに規定されている。 条の十三(地方道路公社の一般有料道路)に次の 第三条の二(日本道路公団の一般有料道路)、 関連道路プール制の適用条件としては、 特措法 第七

第三条の二 る場合には、 道路につき、 じ)。を受けて料金を徴収している二以上の ることができる。 れらの道路を一の道路として料金を徴収す 許可(同条第四項の許可を含む。 日本道路公団は、 建設大臣の許可を受けて、 次の各号に掲げる条件が存す 前条第一項の 以下同 ~

(a)

2 1

物理的に連結している場合

者が相当程度共通であるか、 係にあることにより、交通上密接な関連を 当該二以上の道路が、通行者又は利用 相互に代替関

> 2 5 認められる特別な事情があること。 収を一体として行なうことが適当であると 有すると認められること。 当該二以上の道路についての料金の徴 (略

第七条の十三 料金を徴収することができる。 を受けて、これらの道路を一の道路として る条件が存する場合には、 道路につき、 じ。)を受けて料金を徴収している二以上の の許可(同条第四項の許可を含む。 第三条の二第一項各号に掲げ 地方道路公社は 建設大臣の許可 前条第 以下同 項

断基準を示している。 方向と採算性の確保についての答申」 連性」については、「一般有料道路の今後の整備の 特措法第三条のご 昭和五八年六月二 第一 一四日) 項第一号のい の中で、 次の通り判 わゆる (道路 審議 一関

(抜粋)> 〈昭和五八年六月二四日 道路審議会答申

なる他の道路を通行又は利用している場 者の概ね1/2以上が合併採算の対象と 「通行者又は利用者が相当程度共通であ いずれか一方の道路の通行者又は利用

表 2 関連道路プール制		(平成11年4月1	日現在)
有 料 道 路 名	適用年月日	事業主体	備考
「第三京浜」「横浜新道」 「横浜横須賀道路」	昭和63年1月1日	日本道路公団	横 浜プール
「京葉道路」「千葉東金道路」	昭和63年3月25日	日本道路公団	千 葉プール
「姫路バイパス」「太子竜野バイパス」	平成6年7月1日	日本道路公団	姫 路プール
「牧山道路」「石巻河口橋」	昭和57年1月1日	宮城県道路公社	
「磐梯山道路」「磐梯吾妻道路」 「第二磐梯吾妻道路」	昭和53年7月1日	福島県道路公社	
「富士山道路」「河口湖大橋」	昭和52年1月1日	山梨県道路公社	
「能登海浜道路」「能登半島縦貫道路」	平成 2 年12月 1 日	石川県道路公社	
「播但連絡道路」「播但連絡道路 (2期)」	平成6年8月1日	兵庫県道路公社	
「指宿道路 (2期)」「指宿道路 (3期)」	平成2年4月1日	鹿児島県道路公社	
「阿蘇登山道路」「阿蘇山観光有料道路」	昭和45年7月10日	熊 本 県	

(b) 転換する関係が存する場合 開 放することとすれば、 「相互に代替関係にあること」 ずれか一方の道路を通行止め又は無料 概ね1/2以上が

(3) 現在の関連道路プール制の適用状況

適用状況は表2の通りである。 平 ·成一一年四月一日現在、 関連道路プー ル制

3 割引制 度

(1) 回数券割引

割引を行う制度であり、 利用の定着を図るために利用回数に応じて料金の 回数券による割引を実施している。 のである。これらの道路においては、 ブース建設費及び管理費の節約等の効果があるも る管理業務の軽減、 一区間多頻度利用者に対するサービスの向上及び 連絡道路及び高速自動車国道の一部においては 上限とする割引が行われている。 二二日建設省道有発第二一号) 現 在 般有料道路、 ブース滞在時間の短縮による また料金の一括納入によ 都市高速道路、 (昭和六三年四月 回数券は、 原則二割を 本州四国 同

が

許を受けた一 12 れる路線バス 量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認めら いては三割、 また、 ついては、 道路交通の適正な配分等の見地から、 般乗合旅客自動車運送事業をいう。) 特別措置として、 (道路運送法第四条の規定により免 市高速道路においては四割の割引 一般有料道路にお 大

(2) 特別期間割引

が認められている。

の導入理由等を見ていくこととする。 であるが、ここでは伊勢湾岸道路を例 伊勢湾岸道路、 東京湾アクアライン、 計三道路で特別期間割引を実施中 本州四 に当該制度 国連絡道路

/導入理由

い料 のであり、 の料金抵抗を一定程度緩和するため、 促進を図り、 用する高速区間との一体的な利用者に対して利用 該道路の主たる交通である全線利用かつ同時に供 ら料金水準が比較的高い設定となっている。した における適正な交通配分を図るべく整備されるも 阪道と相互に補完し合い一体となって名古屋地区 発展を目指し導入されたものである。 適正な交通配分を図り、 って、 第二名神を結び、 勢湾岸道路は、 金を割引、 ネットワーク化がなされるまでの間 その便益は大きいと見込まれることか 供用 利用の定着及び拡大並びに将来の (平成一〇年三月三〇日) 伊勢湾岸地区において第一 東名・名神高速道路、 もっては広域的、 当該道路 当初 東名 東

<割引対象者>

接続する高速自動車国道との連続利用者 伊勢湾岸道路を全線利用 Ü か つ、 つ、 当該道

割

引

率

・基本料金の約

四%

(高速:二〇

般有料:

割引後料金の一〇

割引額>表3を参照

販

売価格

それぞれの料金額

(一般有料は割

引率を適用し五〇円単位に端数処

に利用回数を乗じた後、

割

両者を合算した額とする。

(なお、

高速部分の単価は名古屋

がハーフICであるため、

名古

% %

対 象車種…… ·全車種

П 数券割引>

対象区間……名古屋南 大府↓ 飛鳥

券 種 六〇回券

母熱溶農道路の料金

(単位:四)

10	7 17 5	分月干	E LE VI	TT 1322					(4-	DZ • 177
	軽自	動車等	普i	直車	中型	型車	大型	型車	特力	大車
	A	В	A	В	A	В	A	В	A	В
料 组	È 950	950	1,100	1,150	1,250	1,300	1,700	1,750	2,750	2,850
割引名	頁 100	100	150	150	150	150	250	250	350	350
割引行料	差 850	850	950	1,000	1,100	1,150	1,450	1,500	2,400	2,500
		nu és I	orte HH 1	D 1 1.5	378 th .		- 219			

屋南 の平均値とした。 ・東海と大府 東海の料

割引率

0 % 5 %

<適用期 間

平成一〇年三月三〇日から五年間

(3)

長距離逓減割引

(平成 四年度末

○㎞を超え二○○㎞までの部分については二五% ○%の割引をしている。 の割引をし、二〇〇㎞を超える部分については三 合わせて高速自動車国道の効率的利用を図るため 長距離利用を促進し、 昭和四四年三月三一日から導入された。 中 短距離(の 利用交通と _

することとなっている。 する有料道路を介在して高速自動車国道を利用し 体となった高速交通サービスを提供する笹谷トン た場合についても長距離逓減割引を継続して適用 −成七年四月一○日からは高速自動車国道と 広島岩国道路、 本州四国連絡橋公団の管理

別納割引

(1)

表5の割引を適用することにより、

小口利

円を超える利用がある場合、その一カ月当たりの お 利用額に応じ表4のような割引を行っている。 日に導入されたが、その後、大量利用交通を促進 本制度の利用には事前に当該公団の定める諸 大口利用者の定着化を図るため、 |行料金の後納制度として昭和四 月一万四千 年四月二九 な

表 4 月間利用額率

14,000円を超え

手続きが必要となる。 (5) ハイウェイカード割引

イウェイカードは、

(D) (1) ピ ともに料金収受時のサービスタイムの短縮 キャッシュレス化の普及とこれによるサー 料金所における現金取扱いを減少させると スの向上

四 あ 二月から高速自動車国道に導入された制度で を促進することを目的として、 用者に対するサービスの向上及び利用の定着 [月に全国の高速自動車国道に導入が完了し |次各高速道路への導入が図られ、 Ź, 当初、 常磐道だけの運用であったが、 昭和六二年一 平成二年

000円を超え 700,000円までの部分 10% 700.000円を超え1.400.000円までの部分 15% 20% ,000円を超え2,800,000円までの部分 25% 2,800,000円を超え7,000,000円までの部分 7,000,000円を超える部分 30%

14,000円までの部分

70,000円までの部分

別納割引率区分表

た。 般有料道路 表 5 ハイウェイカードの 概要 発売券種 利用可能額 割引率 にお

h

ķ

τ

は

昭和六三年一一

月よ

(1) る程度見込まれるものであること 導入することにより採算性に大きく影響を 当該道路でのハイウェイカードの 利 苚 があ

等を勘案のうえ、導入を進め、 (\Box) 及ぼすことのないこと 現在、 導入を完了

(6)ハイウェイチケット割引

している。

平成八年一〇月から導入し、二〇%以下の割引を 軽自動車等・ や高速道路の開通などの地域の特色に合わせた の振興等を図ることを目的とし、 っている (表6)。 サービスの向上、 普通車 高速道路の ・中型車を対象とする割引を 利用促進及び 地域のイベント 地

改造自動車の開 発 IJ ۸ ビリテー

(7)身体障害者に対する料金割引措

促進を図るために、 害者の経済的負担を軽減し、 身体障害者割引制度導入の背景 一来より 国 地方公共団体においては、 自動車に係る物品税及び地 社会的経済的自立の 身体障 方

お 動車取得税) 税である自動車三税 いても運賃等について優遇措置を講じてきたと 地方鉄道、 の免税等の優遇措置を講じてきてお バ ス、 (自動車税) 航空機等の 公共輸送機関に 軽自動車税 白

施策の拡充等に伴い身体障害者が自ら運転免許を シ ∄

ハイウェイチケットの最近の例 表 6 「アクアライン往復チケット」

通用区間 東京湾アクアライン 浮島IC→木更津金田第一IC 東京湾アクアライン連絡道 木更津金田第二IC・袖ヶ浦IC 市原IC~木更津南IC 館山自動車道

通用期間

平成10年11月22日(日)から平成11年2月28日(日)まで *ただし大晦日及び正月三箇日の間は利用不可

発売日 3

平成10年11月27日 (金) から発売

対象車種

軽自動車等、普通車及び中型車

割引率 15%

販売額

車	種	軽自動車等	普通車	中型車
販売	き額	6,400円	8,000円	9,500円

7 特典

> 周遊区間沿線の観光施設64箇所で利用できる割引優待券 や、海ほたるPAのレストランで利用できる無料コーヒ-サービス券。

販売場所

首都圏の料金所、SA・PA等

取 て、 得 社会的! 動 経済的活動 車を補装具として使用することによ 参 が加する努力が 払わ

てきた。

を z していることを背景に、 日 る 体障害者に対して、 b - 身体障害者の有料道路通 図るべ 日常の移動手段として自ら自動車を運転する T 常生活において有料道路を利用する機会が 有料道路の整備が一 このような事情に加 歩行機能が失わ 昭和五三年 その社会的経済的自立の 段と進展し、 え 有料道路制度のもとに n 月 道路網の ているため歩行に代わ 行料金に に建設省道路局 身体障害者が 関する検 環を構成 说增大 内に 促進 討

路整備特別 め わ 畤 自ら自動車を運転する下肢又は体幹不自 置は上記の経緯を経て昭和五四年六月 長通達が出さ るところである。 |転する身体障害者が有料道路を日 'n 施してきた。 身体障害者割引制度導入時の考え方、 て有料道路通 身体障害者に対する有料道路通行料 有料道路の整備の進展に伴 その有料道路料金について五割以内の 同年一一 ているため自動車を足代わりとしている自ら 措置法に基づくすべての有料道 一月に得た検討結果を踏まえて道 n 本措置が導入された背景には、 行料 昭 和五四年六月一 金の割引措置が実施され 日 常的に 歩行機能が 金 により、 その 日 よ 日由者に 0 利用す 割引 特別 路に b 後 T

措

n Ļ٦ 有する者も自ら自動車を運転して有料道路を利 ても、 ることとなった。 L 機会が増大して か 昭和六一 その後において、 年 い る 月 実情を鑑み、 \mathbb{H} 上肢の機能に障害を より 割引が認めら この者に 崩

経済的自立を阻むことのないように当該料金に 有料道路の料金がこのような身体障害者の社会的

0

て特別の割引措置を講じたものであった。

る機会が増大している実情があり、

これを鑑みて

失 当 道 局 進

会

が設置された。

この検討会に

ゎ

いて検討

を

表 7 身体障害者割引制度のこれまでの流れく概要>

昭和54年6月1日 割引制度の実施(対象は下肢又は体幹不自由者) 昭和61年12月1日 適用範囲の拡大(上肢棒能障害者の追加)

平成6年10月1日 現行の適用範囲に拡大(全身体障害者を対象とする)

割引対象自動車の車種の拡大 (身障者輸送車の追加) 重度の障害者を乗せ、その介護者が運転する場合の割 引制度創設 をまとめておく。制度のこれまでの流れ」、表8に「現行制度の概要」度に至った。参考までに表7に「身体障害者割引

度に至 通 L> 0) Ż 有 混 する場合、 体障害者に 考え方の 料道路 雑の して、 、る実情を鑑み、 激 急速 近 を L 利 適 b な普 用 用 体的苦痛 0 般 障 範 すること 及を 宇害者 囲 道 平 を 路 -成六年 や疲労が 拡 を 踏 0 大す が 「まえ、 П 泊相当 1 避 して走 る 7 一〇月 ・ライ 等 |程度余儀なく 著 身 体 Ĺ 行 b 障 ゼ 害者 日 た 現 1 条 より 件 め 行 シ 0 の が Ξ 制 全 ż 良 交 移

表 8 現行制度の概要

○適用範囲

以下の①、②のいずれかの場合で、③の要件を満たす登録された自動車を運転していること。

- (① 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けて いる全ての身体障害者が自ら運転する場合
- ② 介護者が重度の身体障害者又は重度の知能障害者を乗せて運転する場合
- ③ (自動車の要件)

車種要件:乗用自動車(ライトバン、ジープ等を含む。) 又は身体障害者運送者 所有要件: 当該身体障害者又はこれと生計を一にする者が所有するもの(介護 者運転の場合に、これらの者が自動車を所有していないときは、登 録車1台につき他の者が所有するものも含む。)

- ○割引率 50%以下 (通常50%)
- ○割引を行う道路 すべての有料道路
- ○利用方法

身体障害者又は重度障害者(以下「対象障害者」という。)であって、本措置の適用を受けようとするものは、

- (① 居住地を所管する市町村福祉事務所等において、自ら乗車し又は介護者が運転する場合に本措置を受けることができる旨の押印を身体障害者手帳又は療養手帳の所定の箇所に受ける。
- ② 居住地を所管する市町村福祉事務所等において、割引証交付申請書に必要事項を記入して、手帳の所定の箇所に、当該割引証交付申請書に記入した自動登録番号又は車両番号の記載を受けるとともに、割引証の交付を受ける。

○通行方法

対象障害者は、料金を支払う際に、手帳を呈示して、押印及び自動車登録番号又は 車両番号の確認を受けるとともに、氏名及び手帳の番号をあらかじめ記入した割引証 を提出し、所定の料金を支払って通行する。

県における「地域活性

徳島 県 土木部道

西は愛媛県に接しており、 東の端に位置し、 かけては瀬戸内を隔てて近畿地方に接して 徳島県は総面積が四、 北は香川 / 県、 北東部から南東部 兀 四 I km² 南は高知県 匹玉 あ

を南北に二分しております。 国山地が走り、 一勢は山地が多く、 ○○○m級の山々が県土 その中央部を東西に四

野川は Ш 土の約七五%が森林で覆われております。 この 国 山 Ш 「四国三郎」 河 地の南北にはそれぞれ那賀川・吉野 地の南面は森林地帯が形成され、 荊 が西から東に向かって流れ、 と呼ばれる日本有数の大 吉 県

お が

n 河 ています。 淔 河口 部 では肥沃な徳島平野が形成さ

000 災害が発生しております。 風の常襲地帯でもあることから、 する年もあり、 気候的には温暖で、 五〇〇㎜程度でありますが、) ㎜程度、 毎年のように浸水被害や土砂 多い年には五、 年間降水量は北部で約 〇〇〇㎜に達 平年で三、 南部では台

第三期花嵩岩類

ŋ, 通るなど、 ります。 あることも、 吉野川に沿っては東西に走る中央構造線 四万十帯と東西に四つに分けられてお 地質的には和泉帯、 脆弱な地盤で多くの地すべり地帯 自然災害の多い要因となって 仏像構造線などの構造線が 三波川帯、



四国の地質構造図

大山寺山 板野 地としての農業の振興や、 また、最近ではコンピュータソフトの開発メ カーなどの第三次産業が増えております。 理的には京阪神に近いという条件を活か 1500 池田 京阪神圏の生鮮食料品の供給基 ● . 松尾 III 🗀 📵 2000 各種産業の物流の 宍喰●

年降水量分布図

拠点としての振興も期待しているところであ

徳島県新長期計画 いのち輝く世界の郷とくしま」

近年の徳島県を取り巻く社会経済状況は

が高いものの、

豊富な水資源を利用した全国

でも有数の薬品製造業や製紙業の第二次産業

化はさらに進むものと考えております。

産業面に目を向ければ、第一次産業の比率

予測しているものの、

全国平均を上回る高齢

にあり、

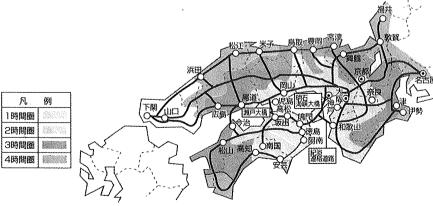
今後は総人口に大きな変化はないと

人をピークに現在は八三万二千人と減少傾向

ります。

人口については、一九八五年の八五万五千

しており、



西日本地区への等時間圏の拡大状況 (図上が現状図、下は将来図)

変化は広い範囲に及んでおります。 長引く不況や産業の空洞化、 も加速を増して進行しているなど、こうした さまざまな社会問題がさらに深刻になろうと 少子化の一層の進行や環境問題の拡がりなど、 国際化、 高度情報化の潮流 あるいは高齢化、

時代となっております。 道・今治ルート」が開通して四国は本四三橋 四国連絡道「神戸・鳴門ルート」が全線開通 ○年四月の明石海峡大橋の完成により、本州 し本州と直結。 さらに、今年五月一日には「尾

本県周辺域の道路状況については、

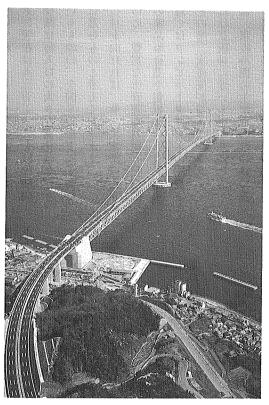
平成一

池田IC~川之江東JCT間が完成予定であ 件が飛躍的に向上した大交流時代になります。 の整備が進められていることで、交通面の条 C間が開通。 には、徳島自動車道の美馬IC~井川池田I また、四国縦貫自動車道は平成一一年三月 さらに四国横断自動車道など高速道路網 また、平成一一年度中には井川

> を的確に把握するとともに、二一世紀の初頭 実現に向け取り組んでおります。 く世界の郷とくしま」を策定し、その施策の 八年までの一〇年間の計画として、「いのち輝 筋を明らかにするため、平成九年から平成 を展望した県づくりの目標と実現のための道 こうしたことから、徳島県が置かれた状況

徳島県の道路整備の基本方針

線をはじめ四三路線で延長八四 日現在、 で延長六八八・六㎞、 徳島県の道路の現状は、平成一〇年四月 一般国道は一一号をはじめ一三路線 主要地方道は徳島引田 · E km



明石海峡大橋

七㎞であります。 長九五〇・八㎞の合計二一五路線二、四八〇・ 般県道は船津野根線をはじめ一五九路線で延

平均を大きく下回っております。 線の延長一四、二二三・四㎞であります。 れらの整備状況は改良率で四○・八%と全国 七四二・七㎞を含めると合計二八、九八四路 また、市町村道二八、七六九路線延長一一

などがあげられます。 り、脆弱な地質のために整備費がかさむこと ていることや陸地の大部分が急峻な山地であ な河川があり、橋梁の整備費用が多大になっ これは、本県には吉野川や那賀川等の大き

鋭意取り組みを進めているところであります。 く、道路整備は県政の最重要課題として捉え、 ード21」〜を策定しております。 い県単独道路整備五箇年計画~「チャレンジロ その方策の基本として、平成九年度に新し 県民の道路整備に対する期待は非常に大き

の道路整備の促進を図るものであります。 点的に図るため、 明石海峡大橋開通後の道路整備を計画的、 新長期計画や国の道路整備長期計画に基づき までの五年間に一、三○○億円を投じ、県の この計画は、平成九年度から平成一三年度 県の新長期計画の前半部分

整備にあたってのコンセプトは、

(1)高規格道路である阿南安芸自動車道の整備 国縦貫自動車道や四国横断自動車道 圏の拡大を目指す。 「もっと遠くへ」として、 そのアクセス道路等の整備を図り、 幹線道路の四 地域 交

- (2)路等の整備や、高齢化社会を迎え、「みんな 実と都市部の渋滞緩和のための放射環状道 やさしいみちづくり」を行う。 「もっと快適に」として、 都市機能の充
- (3)制 向 や身近な道路の整備等、 ての緊急輸送路の整備や異常気象時通行規 上を図る。 区間への対応、 「もっと安全に」として、震災対策とし また、 潜水橋の抜水橋化 信頼性、 安全性の
- (4)応した道路整備を行う。 自然と調和する環境面へ配慮した道路整備 化策を支援する道路の整備、また、豊かな ットワークを図る道路整備や、 整備事業」への対応等、 「もっと楽しく」として、 「道の駅」の整備、 「観光ステーション 多様なニーズに対 観光施設のネ 地域の活性

四 地域活性化促進道路事業

業」が創設されました。 て、 欠な道路事業のうち、さらに整備を進めるこ る地域振興プロジェクトを進めるうえで不可 り新たに、地元の市町村・経済界等が要望す とで大きな事業効果が期待できるものについ してきたところでありますが、平成八年度よ ふれる地域づくりを推進する各種施策を実施 建設省においては、 重点投資を行う「地域活性化促進道路事 従来より魅力と活力あ

進めるうえで不可欠な道路事業のうち、 業として道路整備を進めております。 次の大きく三つのゾーンのエリアに分けて整 できるものについて、地域活性化促進道路事 に整備を進めることで大きな事業効果が期待 備計画を策定し、それぞれのプロジェクトを 本県では、重要な地域振興プロジェクトを おら

1 徳島東部ネットワーク活性化事業

①目的・内容

かえ、 平成一〇年の明石海峡大橋開通、 年度に完成予定の橘湾石炭火力発電所をひ 本県の産業・文化の中心となる地域である。 当地域は、 産業団地 県都徳島市の周辺地域であり 観光拠点を整備すること 平成一二

アップを図っているところであります。

独事業を組み合わせて、

道路整備のスピード

これらのコンセプトを国の補助事業と県単

②所在地・規模 により、 地域の活性化を図るものです。

・徳島市他三市一〇町村

③地域活性化の効果 の要望があります。 す。また、 とにより県内外の人々の交流が期待され 内外の人々の交流の観光拠点を整備するこ 強化されるとともに、 ・規模面積 明石海峡大橋の開通により、 地元商工会議所からは早期整備 四六、000ha 徳島市近隣地域に県 産業基盤が

④重点施策事業

鳴門ウチノ海総合公園

(県 第三セクター)

自然を活かしたふれあい里づくり

(県 町

流通港湾計画 (運輸省、 県

橘湾石炭火力発電所 (電源開発公団

(直轄)

⑤支援する主な道路

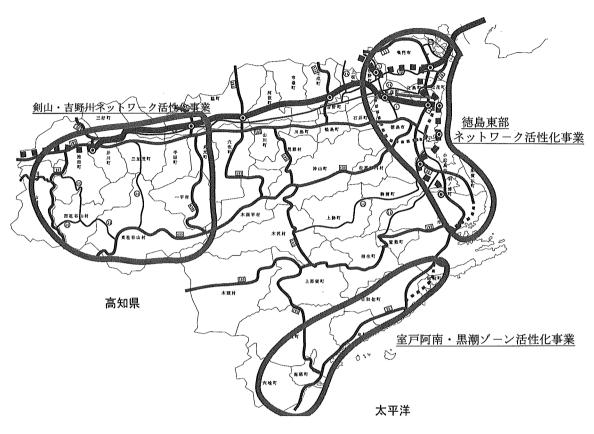
一般国道一一号、 五五号、 九二号

(補助)

他八路線、 中島田線他三路線、 一般国道四三八号、 一般県道桧藍住線他四路線 主要地方道徳島環状線 都市計画道路常三島 市

町村道

三路線



徳島県地域活性化促進道路事業

④重点施策事業

- ・黒潮リゾート下灘の建設
- ⑤支援する主な道路事業 野外交流の郷整備

②所在地・規模

のであります。

会」を契機に、

当該地域の活性化を図るも

催が予定されている「第四二回自然公園大

海洋性リゾート開発や平成一二年に開

- ·牟岐町他五町
- ・規模面積 四二、 0 0 ha

③地域活性化の効果 地元町からは早期整備の要望があります。 流拠点として定着が期待されます。また、 自然を活かした海洋性リゾートとしての拠 点整備を図ることにより、 室戸阿南国定公園に代表される恵まれた 広域の地域間交

内の産業団地、

観光拠点間の広域的な交流促

連携強化が図られます。

以上の事業の完成を図ることにより、

圏域

①目的・内容

室戸阿南・

黒潮ゾーン活性化事業

びその周辺の地域であり、

観光産業及び漁

当地域は、室戸阿南海岸国定公園区域及

業、農業、林業等の第一次産業が主である

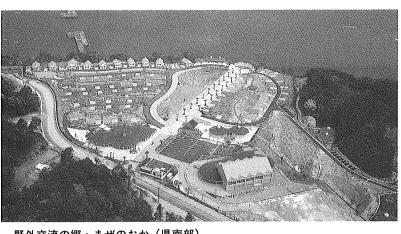
(直轄

般国道五五号

(補助)

般国道一九三号、主要地方道三路線

が図られます。



(県南部)

まぜのおか

④重点施策事業

三好木材流通加工基地の整備(町) 民間) 市町村道二路線

内の海洋性リゾー 以上の事業の完成が図られることで、圏域 ト間の交流促進、連携強化

3 剣山・吉野川ネットワーク活性化事業

①目的・内容

おり、 るものであります。 整備を行うとともに、剣山国定公園と連携 近畿圏への食料、 した観光拠点を整備し、 当地域は、 明石海峡大橋の開通にともなって、 農業、 原木等の安定供給体制の 林業を主要産業として 地域の活性化を図

②所在地・規模

·美馬町他八町三村

規模面積 四二、000ha

③地域活性化の効果

車道の整備が進むことによって、県内外の 地域産業が強化され、また、四国縦貫自動 されます。また、関係町村からは整備促進 人々が交流する観光拠点の整備も促進され の要望があります。 ることで、滞在拠点型の観光の振興が期待 木材加工流通団地を整備することにより、

野外交流の郷整備 (県

大歩危、 祖谷浪漫郷の整備

町 (県、

⑤支援する主な道路事業

剣山周辺山岳地区の観光開発

町

(幹線道路)

四国縦貫自動車道、 四国横断自動車道

(直轄)

一般国道三二号

(補助) 一般国道四三八号、 四三九号、

主要地方

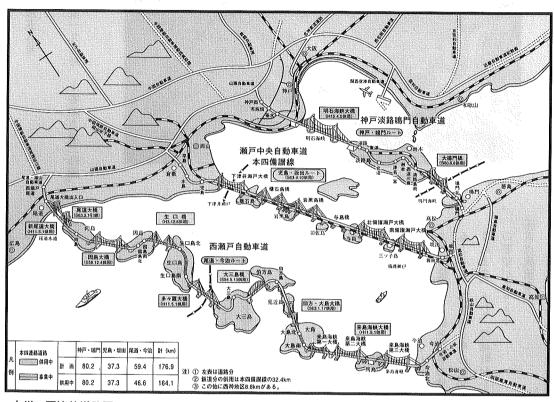
道四路線、

一般県道四路線

化が期待されます。 もに、連携の強化が図られ、地場産業の活性 域内の観光拠点間の交流促進が図られるとと これらの事業の完成が図られることで、 巻

五 二一世紀に向けての徳島県の道 路整備

が六割近くで第一位となりました。 道路網やアクセス道路などの関連道路の整備 県の発展に繋げるための方策としては、 勢の発展に繋げるためには、交流の動脈とな う環境の大きな変化を迎えて、その効果を県 調査によると、本州四国連絡道の全線開通を 平成一〇年九月に本県が実施した県民世論 このように県民世論も、 本四三橋時代とい 高速



本州四国連絡道路図

要であります。

観光資源の利用の活性化を図る道路整備が必 る一方で、県内は勿論のこと四国内の物流や

めて行きたいと考えております。 に連携をとりながら道路網の整備をさらに進 且つ、広域的な連携を強化するためにも互い 四国四県が個々の地域特性を活かしつつ、



声を活かした道づくりが、

なお一層求められ

まだまだ進める必要があるとなっております。 る高速道路や地域高規格道路等の道路整備を

今後は、各地域の個々の特性や地域住民の

●时。时。时。时。明。明。明。明……

世界の動き	国内	Į.		路行政の動き
3・24 ○ユーゴスラビア連邦セルビア共和国のコソボ自治州紛 3 月 中 3 月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	· 23 日 〇新	○新潟県佐渡島と能登半島沖の日本領海内で、不審な漁 3	27 日	○福岡都市高速道路二号線が九州自動車道太宰府インタ事項
(NATO) tt.		工.		ーチェンジに直結。
る空爆を開始した。ユーゴ政府は「戦争状態」を宣言、	護衛	護衛艦が追跡したが逃走、朝鮮民主主義人民共和国(北		○一般国道一二七号富津館山道路(千葉県富津市~鋸南
徹底抗戦の態勢に入った。	朝鮮)	東岸北部の軍港に入港した。		町)が完成し、鋸南保田インターチェンジで開通式が行
4・2 ○米労働省の三月の雇用統計によると、米国の失業率は	25	○国土庁の発表によると、今年一月一日現在の公示地価		われる。
前月より○・二ポイント下がって四・二%となり、一九	は、	八年連続で下落。全国平均で住宅地は昨年比三・八	28	○今治バイパス 今治市高市~長浜間が開通し全線
七〇年二月に並ぶ低水準となった。	% æ	商業地が八・一%下げ。下げ幅も住宅地、商業地と		三・四㎞が供用。
7 ○世界銀行が世界経済を分析した報告書「世界開発金融	も拡大			○松山北条バイパス 松山市福角町~北条市久保間が供
一九九九」を発表した。日本については昨年末時点での	30 ○総数	○総務庁発表の労働力調査によると、二月の完全失業者		
九九年成長率見通しを修正し、マイナス〇・一%前後と	は三	は三一三万人で、現行調査開始(一九五三年)以降初め	30	○徳島自動車道 美馬~井川池田間開通。
した。日本政府の○・五%成長と対立する形となった。	て三〇	て三○○万人台の大台に乗った。完全失業率も四・六%┃4	4	○東名高速道路 磐田インターチェンジ開通。
8 ○欧州中央銀行(ECB)の理事会がロンドンで開かれ、	(季)	(季節調整値)で、これまで最悪だった前月を○・二ポ	17	○愛媛県西条市と高知県本川村を結ぶ国道一九四号寒風
ユーロ圏一一ヵ国の政策金利を〇・五%引き下げ、二・	インし	イント上回った。		山道路開通。
五%とすることを決めた。欧州経済の減速が理由で、初 4	· 5 ○日本	○日本銀行の三月の企業短期経済観測調査(短観)によ		
の利下げとなった。	ع د	ると、企業の景況感を示す業況判断指数は、大企業と中		
20 ○米コロラド州デンバー郊外のリトルトンにある公立コ	小企業	小企業の製造業、非製造業とも前回の一二月調査より改		
ロンバイン高校で、男子生徒二人が銃を乱射、生徒一三	善し、	景気の下げ止まり感を示した。大企業、中小企業		
人が死亡、二七人が重軽傷を負った。容疑者の二人は自	の製造	の製造業が改善したのは一年九ヵ月ぶり。		
殺した。	11 ○金融	○金融再生委員会が第二地方銀行の国民銀行(本店・東		
	京) (京)の申し出を受けて金融再生法八条に基づく破たん銀		
	行と記	行と認定した。		
	12 ○東京	○東京都知事選は作家の石原慎太郎氏(六六)が一六六		
	万余声	万余票を獲得して当選。		
	15	○二○○一年に予定される中央省庁再編での新しい省庁		
	名が決	名が決まった。「大蔵省」は「財務省」に変更し、「建設		
:	省」は	は「運輸」「国土」「北海道開発」の各省庁と統合し		
	国土	「国土交通省」となる。政府は閣議決定を経て今通常国		
	会に即	会に関連法案を提出する。		



求める本能の遺る瀬なさを感じさせられ 入った雌雄の交す野生戻りの声に、 しも文字のなかった太古、呼び交わして恋 畑の恋」 知らない。 が俳句の季語になっているの が、 冬の真夜中。 恋の季節 異性を

易経は、

易六四卦と儒教倫理を合せ一

冊の

学者は歌垣の原形だという。 その積極さに心を許し生涯を託するというの 女の場合、 般的のようである。 男性が積極的に働きかけ、 とすると恋人の間は ところで若い男 女性は

山向うの恋人とよく透る声で呼び交すそうな。

を語ったという。

今も中国奥地の山岳民族は

児など内向きの仕事といった男上位の役割 女の位置の変化を把え処世の智慧を授けるの 夫は生活の糧を求めて外向きに働き、 とになる。 女性の意向に男性が従う女上位の形をとるこ が自然に決まる。このように世代による男 易の澤山が やがて夫婦になり家族を形造ると 「咸と雷風恆の卦である。 妻は育

きは、

卦名の由来と十翼という注釈書の訓詁

解釈に重きが置かれるのである。

先ず卦にふ

重風である。 感と同じで若い女と男が心に触れて響き動 いう恋愛の卦である。 本誌NoOTで説明したとおり、 「心変らず常なること」 No. 108で説明している に成の成は の

た象質

に付けられた名で、

右の例からいえば咸

れておきたい。

卦とはこと。を六本一

と恒である。

次に、

卦の象の見方だが、

つは八卦

といわれるものは二つある。

もう一つは八卦と八卦

なのか説明したい。 夫婦と見立てるのは、 咸の卦を女性上位とみ、 であろう。 意味である。 ののは、 偕老同穴を意識する年長夫婦の場合 ということは既に述べ この言葉の意味が 卦のどこを見てのこと 恆の卦を男性上位の 強く求められ た。

か ĵ。 たべ、 卦は、 ときは卦象の変化を、 東洋倫理を学ぶのに時々によって変わる占 方の追及を命題にしているからであろう。 加された。 ٤ に収まり得たのは、 経典にしている。占いとして出発した易六四 表面に出ても困る。 卦の読み方にある。 易占いが倫理のお説教になっても困るし、 後に孔子達儒家によって倫理思想が添 方法論において易占いと儒教倫理は違 易占いと倫理とが一つの経典の中 どちらも人の正しい生き 倫理の書として見ると その違いは一口で言う 占いの書として見る

> って上から下に小・中・ め手となった数の少ない瞬か は帰来が、 るというのである。 数の少ないマークの方がその卦の陰陽を決 女別に見立てるのは、 を重ねた六四卦の象である。 とすると陰卦(女)の世代別は〓・〓・ れを八卦の主爻という。 次に八卦の世代別だが、 陽卦 具体的に 男) この主爻の位置によ 男女の別を決める 本一 長とするのである。 はいる。 ルーのマーク。 組の八卦のうち いうと陰卦(女) 分卦の ・ことなる。 卦象を男

いう。 ある。 だったのである。 気は下に降り、 右の説明によると夫婦の卦〓體恒が凶 は、 性上位の卦、 とになる。 陰陽二つの気は交わり吉卦になる。 上に陰の八卦があり、 次に女と男即ち陰陽二つの気の交わり 右に述べたとおりこの卦象を見てのこと なぜか、 八卦を重ねた六本一組の大成の卦では 冒頭に述べたように、 **電照**恆を男性上位の卦とみたの 易本文で説明したい 反対の鼺囂恆は凶卦というこ 陽気は上に昇ると考えるので たゞ 気になることがある。 下に陽の八卦があ 帰山なを女 とすると

本誌は、執筆者が個人の責任において自由に 書く建前をとっております。したがって意見 にわたる部分は個人の見解です。また肩書は 原稿執筆及び座談会実施時のものです。

6月号の特集テーマは「西瀬戸自動車道全通」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」 ROAD ADMINISTRATION SEMINAR

監 修:建設省道路局

Ш

道路広報センター

発行人:宇田 洋一

〒102-0082 東京都千代田区一番町10番6 一番町野田ビル5階 TEL 03(3234)4310・4349 定価770円 (本体価格733円) FAX 03(3234)4471

〈年間送料共9,240円〉

振込銀行: 富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 口座 名:道路広報センター